

鹿屋体育大学

目 次

I	認証評価結果	2-(35)-3
II	基準ごとの評価	2-(35)-4
	基準1 大学の目的	2-(35)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(35)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(35)-9
	基準4 学生の受入	2-(35)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(35)-16
	基準6 教育の成果	2-(35)-26
	基準7 学生支援等	2-(35)-29
	基準8 施設・設備	2-(35)-34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(35)-37
	基準10 財務	2-(35)-40
	基準11 管理運営	2-(35)-42
<参 考>		2-(35)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(35)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(35)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(35)-52
iv	自己評価書等	2-(35)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(35)-59

I 認証評価結果

鹿屋体育大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 博士後期課程では、平成 19 年度から日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターと連携大学院制度をスタートさせ、インターネットを利用したテレビ会議システムで授業を行っている。
- 平成 18 年度の文部科学省現代G Pに「実践的スポーツ指導者教育プログラム－インターン活動を包括的に支える e-Learning プログラム－」が採択され、コンテンツの開発が行われ、学生のインターンシップの充実や自主的学習への支援が進められている。
- 平成 16 年度の文部科学省現代G Pに「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択され、学生スポーツボランティア支援室を学内に設置し、地域の学校やスポーツ団体等への派遣支援や学習支援を行っている。
- 財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団を設立し、優秀な競技成績を修めた学生や競技団体への支援を行っている。
- 豊かな自然に恵まれた環境のもと、教育目標を実現する場として十分な施設・設備を有している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院修士課程及び博士後期課程においては、入学定員超過率が高い。
- 博士後期課程の学生の研究指導能力の育成のため、RA制度の活用が望まれる。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 教育成果に即した就職先の開拓やスポーツ関連企業での実習の取組は、高く評価されるが、SCO-OPプログラムなどにより、その取組を一層充実させることが期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第 2 条に「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与する。」と定められている。

さらに、学部（体育学部）の目的は、学則第 13 条に「本学学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。」と定められている。

また、大学院の目的は、学則第 37 条に「本学大学院は、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。」と定められ、さらに、博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程について、その目的はそれぞれ「高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。」「スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。」と定められている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 2 条に定められた大学の目的は、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的（「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」）から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 37 条に定められた大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的（「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められ

る職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」) から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学では、ウェブサイト、大学概要、体育学部履修要項、大学院体育学研究科履修要項（修士課程）、大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）及び学生生活の手引き等に、大学の目的や養成しようとする人材像を記載している。

また、学生には、全員に履修要項を配布し、さらに学年はじめのガイダンスにより、基本理念、教育課程及び教育内容の特色、大学の目的や教育研究活動の方針等の周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的については、ウェブサイトのほか、大学概要、各種学生募集要項及び大学案内に掲載し、進学説明会やオープンキャンパスで配布し、また、高等学校や専修学校にも配布している。

また、アテネオリンピック女子水泳競技 800 メートル自由形で、現役学生が金メダルを獲得したことなどを通じて、大学の目的がメディアに取り上げられている。

さらに、運動による心身の健康の保持増進に関する研究を地域社会との連携・協力の下に推進する P A L S (Promotion of Active Life Style) プロジェクトや、公開講座を開講するなどの地域貢献によって、大学の目的の周知を行っている。

これらのことから、大学の目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- スポーツ選手の活躍や地域貢献事業の浸透によって、大学の目的が社会に広く公表されている。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的に基づいた学士課程の教育研究上の基本組織として、体育学部が設置されており、さらに学部の中にスポーツ総合課程と武道課程の2つの課程が置かれている。

スポーツ総合課程には、アスリート・コーチング系、スポーツサイエンス系及び生涯スポーツ系の3つの系が置かれ、武道課程には、武道系が置かれている。

これらのことから、学部及び課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学における教養教育については、調和と共生の精神を有し、知性と総合的な判断力を備えた人間性豊かな人材を育成することを目標に、「全教員出動方式により一人一人の学生とのコミュニケーションを重視した人格教育を展開し、幅広い教養と国際性豊かな人間性の涵養を図る。」こととし、体育学の専門性・実践性に立った教養教育、人間性、倫理性を身に付けるための教育とともに、キャリア形成を重視している。

なお、平成19年度から新教育課程に移行しており、従来の「教養科目」は、平成19年度から「一般科目」及び「キャリア形成科目」に分割、再編されている。

また、教養教育の科目編成等の検討に関しては教務委員会が担当し、その改善についてはFD推進専門委員会が担当している。

これらのことから、教養教育の体制が整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

標準修業年限2年の博士前期課程と標準修業年限3年の博士後期課程から成る体育学研究科体育学専攻が置かれている。なお、当該大学では、博士前期課程を「修士課程」と称している。

体育学研究科体育学専攻は、「総合健康運動科学系」、「総合トレーニング運動科学系」の2つの「系」により構成されている。

総合健康運動科学系は、運動による人のアクティブ・ライフスタイルの推進、運動・スポーツによる健康の保持増進、生活習慣病の予防、運動処方、スポーツ傷害の防止、リハビリテーション方法等の開発を目指しており、「生涯スポーツ科学領域」、「スポーツ医科学領域」の2領域で構成されている。

総合トレーニング運動科学系は、競技スポーツ・武道における競技力の向上を目的としたトレーニング

方法やコーチング方法の開発、さらに運動に対するこれらの反応の解明を目指しており、「トレーニング科学領域」、「スポーツ科学領域」の2領域で構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻、系の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

人材養成及び教育研究上の特色を活かすためのセンター等として、外国語教育センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター、スポーツ情報センターの6つの学内共同教育研究施設のほか、保健管理センターが設置されている。

外国語教育センターでは、主として、グローバルに活躍し得る人材養成を目的として、外国語教育や異文化理解に関する教育研究を行っている。

海洋スポーツセンターでは、主として、海洋スポーツに関する理論教育・実技指導及び研究活動を行っている。

スポーツトレーニング教育研究センターでは、発達段階に応じた科学的なトレーニング方法の開発・研究を行うとともに、スポーツトレーニング指導者の養成とその資質の向上を図るための各種教育活動を行っている。

生涯スポーツ実践センターでは、人々の各ライフステージにあった運動・スポーツプログラムの開発・指導、地域のスポーツ振興や健康づくり、地域スポーツプログラムの育成支援、生涯スポーツ指導者育成、運動・スポーツプログラムの地域社会効果測定などに関した実践的研究分野について地域との連携研究を行っている。

アドミッションセンターでは、入学者選抜制度全般について研究を行うとともに、アドミッションズ・オフィス入学試験の企画・広報・実施に関する業務を行っている。

スポーツ情報センターでは、マルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、スポーツ教育研究情報のデータベース化や、e-Learning システムなど、新しい取組の支援を行っている。

保健管理センターでは、学生及び職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行っており、体育大学という大学の特性から、学生の心身の健康管理や健康増進上、特に重要な役割を果たしている。

これらのことから、学内共同教育研究施設の6つの全学的なセンターと、保健管理センターは、学部・大学院における教育研究目的の達成に密接に関連した業務を行い、その支援のために重要な役割を果たしており、その構成は適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

国立大学法人法の定めるところにより、教育課程や教育方法の方針等、教育研究に関する重要事項については、教育研究評議会で審議が行われている。

教育研究評議会は、学長、理事（副学長2人を含む）、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保

健康管理センター所長、学長補佐、学部の各系（スポーツパフォーマンス系、スポーツライフスタイル・マネジメント系、伝統武道・スポーツ文化系）の系主任及び系副主任、研究科の各系（総合健康運動科学系、総合トレーニング運動科学系）の系主任、事務局長で構成されており、原則として月1回定例日を設けて開催され、また、必要に応じて臨時会が開催されている。

教授会は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて設置されている。その運営については、教授会規則に定められており、学長、副学長、学長補佐、教授、准教授、専任講師及び助教で構成され、審議事項は、教育課程の編成に関する事項、学生指導及び福利厚生並びに学生の賞罰に関する事項、学生の入学、退学、転学、留学又は休学に関する事項、卒業、課程の修了又は学位授与に関する事項と定められている。

なお、審議事項のうち、大学院体育学研究科に関するものについては、大学通則に定める大学院体育学研究科委員会の議決をもって、教授会の議決としている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育研究評議会の審議を経て決定された方針に基づき、学部と研究科の教育課程の編成、教育指導、在籍及び卒業（修了）等に関する事項を検討する常任委員会として、それぞれ教務委員会、研究科教務委員会が設置されている。

教務委員会は、副学長（教務・学生担当）、学長補佐（学術・産学連携担当）、学部の系主任又は系副主任（各学部の系から1人）、学長指名教員及び教務課長で構成され、研究科教務委員会は、副学長（教務・学生担当）、研究科の系主任（各系から1人）、学長指名教員（研究科の各系の各領域から博士後期課程担当教員2人。ただし、研究科系主任の所属する領域からは1人を含む。）及び教務課長で構成されている。

これらの会議は、月1回定例日を設けて開催され、必要に応じて臨時会が開催されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員は、体育学部のスポートパフォーマンス系、スポートライフスタイル・マネジメント系、伝統武道・スポーツ文化系の3つの系、もしくは6つの学内共同教育研究施設及び保健管理センターのいずれかを基礎的な所属組織としつつ、学部及び大学院の教育を担当する体制がとられている。

スポートパフォーマンス系は、運動適応のメカニズムに関する科学を基盤とした最新のトレーニング理論、トレーニング方法論を統合的に構築するとともに、一貫指導システムを育成するための教育研究を行うこととしている。

スポートライフスタイル・マネジメント系は、健康づくりや運動のメカニズムに関する科学を基盤として、スポーツの社会的、経済的な効果に係る研究、ライフサイクルアプローチによる生涯スポーツプログラム等を促進し、それらの有機的な連関のもとに、地域におけるプロモーション政策、プログラム開発等を目指すとともに、国際的な水準において国民がアクティブなスポーツライフを形成するための教育研究を行うこととしている。

伝統武道・スポーツ文化系は、武道とスポーツ文化の研究の有機的な連関のもとに、高度な技術を習得した競技者の育成、伝統文化の継承システムの開発等を図るとともに、国際社会を展望して、我が国の伝統武道・スポーツ文化を振興するための教育研究を行うこととしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学士課程、大学院修士課程及び博士後期課程においては、常勤59人の教員（教授27人、准教授14人、講師3人、助教15人）に加え、非常勤講師42人が教育指導に当たっている（平成19年5月1日現在）。

なお、日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定が締結され、大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度がスタートし、国立スポーツ科学センターの研究員が客員教授として、随時大学院博士後期課程の研究指導に当たっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は体育学部が59人（うち教授27人）となっていることから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

体育学研究科修士課程の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、研究指導教員22人（うち教授22人）、研究指導補助教員15人となっている。また、体育学研究科博士後期課程の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、研究指導教員10人（うち教授10人）、研究指導補助教員9人となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の構成は、20代4人（うち女性2人）、30代12人（うち女性2人）、40代19人（うち女性4人）、50代19人（うち女性1人）、60代5人（うち女性1人）で計59人（うち女性10人）となっている。女性教員比率は、16.9%となっている。

平成19年度からは、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員に任期を付すとともに、大学が組織的に推進するプロジェクトで学長が指定した教員を採用する場合には、任期を付すこととされている。

大学として必要な分野の教員が退職・異動等で欠員が生じた場合、また、大学として新たな教育研究分野が必要となった場合には、基本的に公募により教員を採用することとしている。なお、外国人教員として、准教授1人が外国語教育センターに採用されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格の基準については、「鹿屋体育大学教員選考基準」及び「鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて」が定められている。

また、研究科の研究指導担当教員については、修士課程にあつては「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準」及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」が、博士後期課程にあつては「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準」及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて」が定められている。

教員の採用、昇格については、教員採用基準、大学院研究指導教員審査基準等に基づき、選考対象ごとに設置する教員選考特別委員会において審査し、教育研究評議会の議を経て決定している。

教員の選考に当たっては、教育に対する適性、研究に対する専門性、体育等についての知識、経験、技

能を重視しており、学士課程の教員選考の際には、教育等業績の資料に基づき教育上の指導能力を評価しており、その際必要に応じて模擬授業を実施している。また、大学院課程担当教員の審査に当たっては、教育研究上の指導能力について、教育経験年数等の資料に基づき、評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 16 年度より毎年度、総務委員会において教員の自己点検・評価基準と方法が定められ、教員の教育活動、学生生活の支援、研究活動、社会貢献活動、管理運営について、自己点検・評価が実施されており、自己点検・評価に基づく評価をもとに教員の教育研究費の傾斜配分が行われている。また、平成 16 年度より毎年度、学生による授業評価が実施されており、評価の結果についてはその後の授業改善に役立てるとともに、評価の高かった教員名が公表され、公開研究授業及び研究討論会が実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員は、系あるいはセンターに所属し、学士課程における教育と大学院課程における教育研究指導の基礎となる研究活動や優れた知識・技能の獲得に関する活動を行い、学会等で認知されている一般的な知見を、講義や実技指導等に反映させている。その研究活動状況は、「スポーツを科学する」と題したウェブサイトにて公表されており、その研究活動・研究業績やシラバスの記載内容から、研究と担当する授業との間に関連があることが認められる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学では、11 人の事務職員が教務課に配置され、学部及び大学院の教育支援に当たっている。

また、学内規程に基づき、TAの教育補助者も活用されており、平成 18 年度は、前期に 49 人が、後期に 57 人が配置されている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学のアドミッション・ポリシーは、学部においては平成 13 年、大学院体育学研究科修士課程においては平成 15 年、また、博士後期課程においては平成 16 年に制定されている。

体育学部の求める学生像は、（1）スポーツ・武道を自ら実践することを通じて、心身を鍛え、スポーツマンシップを身に付け、自主性や自立性を持ち、新たな課題に進んで挑戦しようとする感性豊かで協調性や思いやりの心を備えた学生、（2）スポーツ・武道の実践や文化としてのスポーツ・武道を愛好し、あるいは運動による健康づくりに関心を持ち、生涯を通じてこれらと深くかかわりたいと考えている学生、と提示されている。

そのうち、一般選抜試験においては、求める学生像が、（1）運動と健康への強い関心があり、スポーツ・武道の指導者や研究者となる強い意志と学習能力を有している者、（2）スポーツ・武道の運動経験を有している者、（3）将来の社会人として必要とされる豊かな人間性やマナーの基本を身に付けている者、と提示されている。

推薦入学の求める学生像は、（1）スポーツ・武道で卓越した実績を挙げた者、あるいは高度の競技力・運動能力を有している者、（2）オリンピック選手等トップレベルの競技者となることを目指して、自己の競技力向上に強い意欲とおう盛なチャレンジ精神を有している者、（3）スポーツ・武道の指導者や研究者となる強い意志を有している者、（4）将来の社会人として必要とされる豊かな人間性やマナーの基本を身に付けている者、と提示されている。

また、AO（SS）入試（SS：Super Student の略で、競技能力の特に高い者を指す。）の求める学生像は、「本学に入学する強い意欲のある、国際大会で活躍できる資質を有する、高い競技能力を持った者」と提示されている。

さらに、大学院修士課程の求める学生像は、（1）豊富なスポーツ実践活動の経験を有し、科学的な研究成果を实践へと応用することによって、我が国における競技スポーツや武道実践の分野、体育及びスポーツ教育の分野で中核的な存在として活躍する意志と能力を持つ人、（2）生涯スポーツが国民の健康や幸福に与える価値を認め、我が国のスポーツや身体運動に関する文化、地域政策、医療福祉、健康産業、ビジネスなどの分野で中核的な存在として活躍する意志と能力を持つ人、（3）国際的な視野と感覚を有し、スポーツや身体運動に関する高い水準の独創的な研究を推進するために、博士後期課程に進学する意志と能力を持つ人、（4）体育及びスポーツの分野ですでに活躍している現職者で、本教育課程を通して、さらに

高度な専門的能力を身につける意志と能力を持つ人、(5) 高い競技力を有し、国際的な大会で活躍することができるとともに、我が国の代表として誇れる人格と教養を持ち得るトップアスリート、と提示されている。

大学院博士後期課程の求める学生像は、(1) 豊富なスポーツ実践活動の経験を有し、科学的な研究成果を実践へと応用することによって、我が国及び諸外国における競技スポーツや武道実践の分野、体育及びスポーツ教育の分野で高度に活躍する意志と能力を持つ人、(2) 生涯スポーツが国民の健康や幸福に与える価値を認め、我が国及び諸外国のスポーツや身体運動に関する文化、地域政策、医療福祉、健康産業、ビジネスなどの分野で活躍する意志と能力を持つ人、(3) 国際的な視野と感覚を有し、スポーツや身体運動に関する高い水準の独創的研究によって、世界的な研究者として活躍する意志と能力を持つ人、と提示されている。

これらは、いずれも入学者選抜要項及び各入学者選抜の募集要項に記載されるとともに関係機関へ配布され、ウェブサイトにも掲載されている。平成19年度新入生への周知度アンケートの結果によると、「アドミッション・ポリシーを知っていたか」との問いに対し、42.3%の学生が「知っていた」と回答している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

大学では、アドミッション・ポリシーに沿って、以下のように学生の受入方法が定められている。

体育学部の一般選抜では、大学入試センター試験では3教科3科目を指定し、試験は実技検査と面接により実施されている。合格は、大学入試センター試験と実技検査の合計得点及び面接試験・調査書審査の結果に基づき判定されている。

また、推薦入学では、個人種目、団体種目に分けて一定の競技成績が出願資格として定められている。その上で、実技検査と面接を行い、競技歴審査及び実技検査の評価の高い者から合格としている。

さらに、AO（SS）入試では、オリンピックなどの国際大会出場者、日本選手権大会でベスト8以上の成績を有する者などが出願資格が定められている。その上で、第1次選考として、自己推薦書、競技歴調査書、調査書、面談報告書等により総合的に判定し、その合格者には第2次選考として、面接、健康診断等を行い、総合的に合格を決定している。

大学院体育学研究科修士課程の一般選抜においては、外国語（英語）、論述試験、口述試験が行われている。社会人、外国人留学生の特別選抜では、外国語（英語）、小論文、口述試験が行われており、現職教員の特別選抜では、口述試験のみが行われている。また、国際大会で活躍するなどの特に競技力の高い者はSSと認定し、口述試験のみが行われている。

大学院体育学研究科博士後期課程では、一般選抜以外にも特別選抜として社会人、外国人留学生を対象とした試験が行われている。試験内容は、修士論文又はそれに相当する論文、学力試験（英語、口述試験）及び健康診断であり、これらの結果を総合して判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

私費外国人留学生選抜、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、体育学部第3年次編入学については、これらすべての入学者選抜に共通した求める学生像として、（1）スポーツ・武道を自ら実践することを通じて、心身を鍛え、スポーツマンシップを身に付け、自主性や自律性をもち、新たな課題に進んで挑戦しようとする、感性豊かで協調性や思いやりの心を備えた学生、（2）スポーツ・武道の実践や文化としてのスポーツ・武道を愛好し、あるいは運動による健康づくりに関心をもち、生涯を通じてこれらと深くかかわりたいと考えている学生、と提示され、私費外国人留学生選抜、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜については、小論文試験、面接及び実技試験が行われている。

体育学部第3年次編入学については、上記の求める学生像に加え、「体育・スポーツ、武道の分野において自ら競技力の向上を目指す者及び体育・スポーツ、武道を通して競技スポーツ、生涯スポーツ、健康づくりの指導者を目指す者」を選抜すると提示され、それに基づき、小論文試験、面接及び運動能力検査が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験のすべての事項に関しては、教務・学生・研究担当副学長を委員長とする入試委員会が管轄している。入試委員会は副学長（教務・学生担当）、学長補佐（競技力向上担当）、アドミッションセンター長、アドミッションセンター所属教員、系主任又は系副主任（各系から1人）、学長指名教員、事務局長及び教務課長で構成されている。

小論文、面接、実技検査、健康調査等の試験実施に対応するために、入試委員会の下に、小論文・面接小委員会、健康診断書審査小委員会、競技力審査小委員会、選考資料作成小委員会が設置され、問題作成や出題ミスの防止等を各小委員会が役割を分担しつつ、実施点検する体制となっている。

また、AO（SS）入試については、アドミッションセンターが中心となり試験を実施している。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部が置かれ、副学長（組織・運営担当）、副学長（教務・学生・研究担当）、入試委員会副委員長、事務局長、教務課長、教務課長補佐、入試担当事務職員を本部長とする試験実施体制がとられている。また試験監督等への留意点は、監督要領及び入学試験に係る連絡事項にて指示されている。各試験会場、その他必要とされる箇所に係員が配置されている。職員の親族等が当該試験を受験する場合は、実施体制に加えない旨が確認されている。

試験の採点は、各小委員会において行われ、選考資料作成小委員会において選考結果をまとめ、入試委員会、教授会の議を経て、合格者の決定が行われている。

大学院の入学試験においても、学部入試とほぼ同様に、副学長（教務・学生・研究担当）を委員長とする入試委員会が管轄している。外国語（英語）、論述試験、小論文、口述試験の実施に対応するために、問題作成委員、問題点検委員、口述試験委員、健康診断書審査委員がそれぞれ役割を分担し、出題や実施の過程でミスが起これぬよう点検する体制となっている。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長として、学部入試とほぼ同様の実施体制をとっている。

試験の採点は、問題作成委員が答案採点委員を兼ねて行われ、試験実施本部において選考結果をまとめ、入試委員会、研究科委員会の議を経て、合格者の決定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該大学では、アドミッションセンターが設けられ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するために、新入生全員に対するアンケート調査を行うなどの取組が行われている。アンケート調査の結果によると、競技力向上に関する意識の調査では、AO（SS）入試で合格した学生の82%が国際大会で活躍したいと回答している。また、学生10人程度につき、1～2人の教員を担任とする小クラス制度を活用して、入学後の追跡調査、キャリア形成、学生相談を行い、これらの仕組みに基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法が検証されている。その検証によって、入学者選抜を改善した事例として、推薦入学の推薦要件に「調査書の全体の評定平均値が3.0以上の者」と推薦基準を明示し、学力水準の確保を図ることとした。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成16年4月に設置された体育学研究科（博士後期課程）については、平成16～19年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 体育学部：1.08倍

〔修士課程〕

- ・ 体育学研究科：1.40倍

〔博士後期課程〕

- ・ 体育学研究科 1.55倍

体育学研究科（修士課程及び博士後期課程）については、入学定員超過率が高い。体育学研究科博士後期課程については、平成19年度より入学定員を2人増員するなど、様々な適正化の努力が行われつつある。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院修士課程及び博士後期課程においては入学定員超過率が高いが、学士課程においては適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アドミッション・ポリシーが明確であり、多様な入学者選抜を行っている。

【改善を要する点】

- 大学院修士課程及び博士後期課程においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

体育学部は、スポーツ総合課程と武道課程から成る。

スポーツ総合課程では、トップレベルのアスリートの育成や科学的サポート、ジュニア期からの一貫指導、生涯にわたるスポーツ・健康づくりのコーディネートなどに関心を持ち、指導者や競技者を目指す者を育成することを目的とした教育課程が編成されている。

また、武道課程では、武道に関心を持ち、同分野で指導者や競技者を目指す者を育成することを目的とした教育課程が編成されている。

体育学部の教育課程は、一般科目、キャリア形成科目及び専門科目で構成され、教養科目に相当する一般科目及びキャリア形成科目と専門科目をくさび型に配置したカリキュラム体系となっている。

一般科目は、コミュニケーション科目、社会・文化科目、自然・環境科目、総合科目から成り、キャリア形成科目は、キャリア形成セミナー、教職関連科目、学外実習科目から成る。

専門科目は、共通科目、専修科目、関連理論科目、関連実践科目、ゼミナール(卒業研究)から成り、このうち専修科目は、アスリート・コーチング系、スポーツサイエンス系、生涯スポーツ系、武道系に分類され、スポーツ総合課程の学生は、アスリート・コーチング系、スポーツサイエンス系、生涯スポーツ

系のうちどれかを、また武道課程の学生は、武道系を選択することとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

一般科目は、体育学の実践的な専門性を視野に入れたリベラルアーツ及び豊かな人間性と幅広い知識を培う授業の内容となっている。

また、キャリア形成科目は、職業観・就職観の醸成、社会における体育学の実践的な専門性の形成、資格取得、就職試験、就職活動等の支援を行う授業の内容となっている。

さらに専門科目は、1・2・3年生を中心に配置され、少人数による演習、実技・実習を通して、各系における専門性を高めることを目的とし、体育・スポーツに関する基礎的な素養に基づく高い専門性と、実践的能力を持った人材の養成を図ることを授業の内容としている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各教員の授業内容は体育学に関連した学会等で認知されている一般的な知見が反映されている。

例えば、「運動生理学」の授業においては、高地トレーニングの効果を例に、最新の科学的なデータを基に、図表などを用いて学生が理解しやすいように授業が行われている。また「トレーニング科学概論」の授業においては、スポーツトレーニングの世界では新しいトレーニング方法が次々と開発されていくという事実と併せて、指導者として最低限身に付けるべき常識を理解させるべく授業が展開されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

鹿児島県内の他大学等及び放送大学との間では、単位互換協定が締結されており、指定を受けた授業科目を履修し試験に合格することで、卒業要件単位として認定されている。その他、実用英語技能検定や日本赤十字社が開講する救急法救急員養成講習会等の学外での学修も当該大学の授業科目として5単位まで認定されている。

さらに、学部の授業とは別に、4年次の在籍者のうち、大学院進学希望者を対象として、大学院の授業科目（体育学研究方法論、2単位）が受講でき、この単位は、大学院に進学した場合、大学院での履修単位として認定されている。

編入学については、3年次に短期大学、専門学校等の卒業生を受け入れ、そこで修得した単位は当該大学の規定に従って認定されている。

また、e-Learning を活用し、インターンシップやスポーツ指導の現場での活動に資する総合的かつ実践的なスポーツ指導者教育プログラムを構築する「e-T P I（Theory、Practice、Internship の略）プログラム」が、平成18年度の文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）に「実践的スポーツ指導者教育プログラムーインターン活動を包括的に支えるe-Learning プログラムー」として採択された

ことに伴い、e-T P I 推進室が設置され、3つの理論科目について、講義で取扱う内容のコンテンツ化が検討され、アニメーションや動画を含むe-Learning コンテンツの開発が行われた。実技・演習科目については、3つの科目等に関するコンテンツ開発が行われた。これにより、学生は、時間や場所にかかわらず講義等で取扱った内容について復習・確認できるようになった。

また、インターン活動に関する項目のデータベース化を行い、平成19年度にインターンシップを希望する学生に提供するとともに、インターンシップの事前手続きの一部をe-Learning システムで実現し、実習先希望調査が行われた。

平成19年度には、前年度に開発した各コンテンツの試験運用を開始し、インターンシップに関する各種の手続きや事前準備等に関する内容を実習学生に提供した。平成19年12月6日現在、本システムの利用学生は、65人である。12月4日には、これまでの取組状況について中間時点におけるe-T P I プログラム外部評価会議を開催し、教育効果について、検証を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の履修科目登録単位数の上限は50単位（ただし、3年次編入生は60単位）に設定されている。

また、実験・実技を行う科目では、教育効果を高めるため受講者数を制限して実施されている。

なお、修学指導の活用として、平成19年度よりG P A（Grade Point Average）方式を導入し、学生本人が学習到達度を把握できる仕組みが設けられている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。）

授業形態としては、講義、演習、実習及び実技の4方式が採用されている。講義科目は最大受講生200人とし、演習・実習・実技では、安全性及び効率性に配慮し50人程度で実施されている。

一般科目とキャリア形成科目では、主に講義又は演習で授業を行っているが、企業実習、介護等体験、ボランティア活動は、学外での実習として行われている。

専門科目の共通科目では、講義と実技を中心とする授業が展開されている。実験演習、関連実践科目及び情報処理に関連する科目では、年度当初に履修選択のためのガイダンスに基づいて受講者数が制限されている。また、専修科目では、少人数による演習と実技を組み合わせた展開がされている。3年次からは、学生は各研究室（ゼミナール）に配属され、平均6人程度で教育研究指導を受けている。さらに、実験演習、実技、実習科目を中心に大学院生のT Aが採用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修方法等を掲載した履修要項及び全授業科目の内容を掲載したシラバスが作成され、履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう年度当初に学生全員に配布するとともに、履修ガイダンスが行われている。

シラバスは、それぞれの授業科目について、授業科目名、担当教員名、補助担当者名、単位数、履修年次、授業形態、授業科目区分、受け入れ人数、授業の目標及び期待される学習効果、テキスト・教材・参考書、成績評価の方法、成績評価の基準、前もって履修しておくことが望ましい科目、備考、オフィスアワー、授業計画、が記載されている。また、各科目のミニマムエッセンスや試験問題例などを示した教育プログラムが作成され、教務課で閲覧できるようにしている。

学生のシラバス活用状況は授業評価アンケートによって調査されている。「授業科目のシラバスをよく読んだ」との問いに対し、「5は非常にそう思う、4はそう思う、3はわからない、2はそう思わない、1は全くそう思わない」の5段階評価で、平成18年度の前期の平均は3.53、後期の平均は3.60であった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

英語については、入学時に全学生に対するプレイスメントテスト（クラス分け試験）が行われ、習熟度別のクラス編成がなされている。1～2年次は小クラス担任が、3年次以降はゼミナール担当教員がオフィスアワー等で学習相談に応じている。留年者や修得単位の少ない学生については、それぞれ特別クラスを設け、指導を行っている。さらに、オリンピックや世界選手権大会等の国際大会において、日本代表選手に選抜された競技力の優秀な学生に対しては、その競技力優秀学生と1科目以上同じ履修科目があり、かつ大学での成績が優秀な者をチューターとして採用し、競技力優秀学生の大会出場中の欠席授業科目の学業を補完している。

また、学生の自主学習に配慮し、附属図書館は平日は8時30分から21時、土曜日は9時から17時、日曜日は13時から17時（休業期間中の土曜、日曜を除く）まで開館している。

なお、一部の授業科目で開始されたブログ形式での授業内容の公開はFD推進専門委員会によって、学内で広く推進が図られるように取り組まれている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や卒業認定基準は、学則に定められている。成績は「A（80～100点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）」と表示され、C以上が合格で、単位が認定される。それらの基準は履修要項に明記され、年度当初に学生全員に配布されるとともに、履修ガイダンスにおいて学生に説明されている。

る。個別の授業の成績評価の方法・基準は、担当教員がシラバスに公表している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、各授業科目の担当教員が科目ごとにシラバスに示した「成績評価の方法」、「成績評価の基準」に従って行われている。

また、授業の内容に応じて多様な評価方法がとられ、それぞれの方法が成績評価に占める割合もシラバスに示されている。

卒業認定は、卒業要件となる単位を124単位以上修得した学生について、教務委員会の審議及び教授会での審議を経て、決定されている。

学生における授業評価アンケートでは、「シラバスで示された成績評価の基準や方法は、適切なものであった」との設問に関して、「5は非常にそう思う、4はそう思う、3はわからない、2はそう思わない、1は全くそう思わない」の5段階評価で、平成18年度の前期の平均は3.98、後期の平均は4.05であった。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績は小クラス担任又はゼミナール指導教員を通じて学生へ通知され、成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申し立てを行うことができるようになっている。科目担当教員は、学生の申し出に基づき成績を確認し、その結果を学生に伝える。修正が必要な場合には教務課にその結果を提出している。教務課はその結果を当該学生に通知することになっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程の授業科目は、共通領域と専攻領域から構成され、博士後期課程の授業科目は、共通領域と研究領域から構成されている。

修士課程の共通領域は、体育学の諸領域における研究方法について修得する科目及び個別の研究題目について系統的に研究し、学術論文等として取りまとめるための基礎となる科目があり、博士後期課程の共通領域は、体育学分野の関連する2つ以上の学問の学際領域における統合的な研究について、異なる学問領域間における未開拓の学際的な研究テーマを明らかにするための研究手法、研究方法等の指導を行い、研究デザインを確立し、博士論文として取りまとめるための科目がある。

修士課程の専攻領域は、大学院生が独自の専攻分野を深めるとともに関連する分野について修得する科目であり、生涯スポーツ科学領域、スポーツ医科学領域、トレーニング科学領域、スポーツ科学領域の特講と特講演習から構成されている。また、博士後期課程の研究領域は、学生が「研究計画」に関する2つ以上の学問領域から、指導教員と副指導教員が開設する授業科目を中心に履修し、研究手法及び研究方法の修得とともに、研究事例、研究成果の活用など最新の知見を身につけ、学際領域における統合的研究の素地をつくるために修得する科目であり、生涯スポーツ科学領域、スポーツ医科学領域、トレーニング科

学領域、スポーツ科学領域の特殊研究と特殊研究演習から構成されている。

なお、修士課程の修了者に授与される学位は「修士（体育学）」であり、博士後期課程の修了者に授与される学位は「博士（体育学）」である。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程の共通領域は、体育学諸科学の研究方法論について修得し、自らの研究題目について系統的かつ論理的に研究を推進するための基礎を養成するための授業内容で構成されている。一方、専攻領域は、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための授業内容となっている。

博士後期課程の共通領域は、統合研究セミナーの1科目であり、この授業では体育学分野に関連する2つ以上の学問分野の教員がセミナーに参加し、複数の学問領域を学際的に統合するための研究デザインや方法論に関する内容となっている。一方、研究領域は、個々の研究領域を理解するための科目によって構成されている。大学院生は、博士論文作成に関連した授業科目を履修し、博士論文の作成に向けての準備ができるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

修士課程及び博士後期課程の授業は、各系の学習・教育目標や特性に応じて、シラバスに参考文献等を記載するなどにより、関連する内外の学界の研究活動の成果を踏まえた展開が可能となっていることが見て取れる。また、関連する内外での最新の学術論文や学術図書をテキストとして使用している授業も多い。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業の履修計画は、学生に意味のある実質的な授業を履修させ、所定の単位を修得させるため、あらかじめ指導教員と相談した上で決定されている。例えば、修士課程の「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」などの授業では、指導教員と副指導教員のもとで、各自の研究課題についての検討が行われている。特に、平成19年度以降の入学生は、各自の研究の成果を学会等で学術論文として発表することが、「課題研究Ⅱ」の単位を修得する条件となっている。学生は、この学会発表等の内容をもとに学位論文を作成している。

また、大学院生には院生室等を設置している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

修士課程及び博士後期課程ともに、授業は、少人数による授業形態で、対話・討論型授業の形態が多い。また、メディアや情報機器を活用している授業も実施されている。博士後期課程では、平成19年度から国立スポーツ科学センターと連携大学院制度をスタートさせ、インターネットを利用したテレビ会議システムを使用した授業が行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修士課程及び博士後期課程とも、履修要項に全授業科目の内容や成績評価の方法等を掲載したシラバスを作成し、履修科目の選択や履修計画の立案に役立てるために、年度当初に大学院生全員に配布して履修ガイダンスを行っている。シラバスはそれぞれの科目について、授業科目名、担当教員名、補助担当者名、授業方法、単位数、講義の概要、テキスト・教材・参考書、成績評価の方法、成績評価の基準、備考、オフィスアワー、授業計画、について記載されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。))若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程では、各学生の希望を尊重しつつ、その研究課題に応じ、教授の中から指導教員が決められ、次いで、学位論文の作成及びその他の修学上の指導を行う副指導教員(原則として2人)が、指導教員と協議の上で決定されている。その後、研究計画書が作成され、この計画に則って研究指導が進められている。

博士後期課程では、各学生の研究課題に合致した指導教員が教授の中から協議を経て決定され、次いで、各学生が入学試験に際して提出した研究テーマ及び研究計画に基づき、指導教員と協議し、研究科担当教員が副指導教員(2人)として決定される。指導教員及び副指導教員と相談の上で、博士論文の主題を決定し、研究計画書が作成される。この計画に沿って研究指導が進められている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

修士課程及び博士後期課程ともに、複数教員による指導体制をとり、学際性を重視した指導が行われて

いる。また、研究テーマは、学生の自発的提案に基づいて教員と学生の間で討議が行われ、決定されている。

修士課程及び博士後期課程の学生は、TAとして学部学生の教育指導に関与させることで、教育能力の育成が推進されている。

さらに、平成19年度には、博士後期課程の学生1人がRAとして採用されているが、さらに学生の研究指導能力の育成のため、RA制度の活用が望まれる。

これらのことから、研究指導に対するおおむね適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文の作成については、個々の研究テーマについて指導教員及び副指導教員による指導が行われている。

修士課程では、「課題研究Ⅰ」において、実験技術の指導や文献の講読等が行われている。2年次の後期開始初期の段階で、学位論文中間報告会が関連分野における教員の出席の下に実施され、研究の進捗状態や今後の方針、プレゼンテーションの仕方などの指導が行われている。さらに、「課題研究Ⅱ」において、在学中に得た知見を学会で発表させて、それを修士論文としてまとめるように指導されている。

博士後期課程では、「統合研究セミナー」において、学際性を重視した議論が行われている。また、指導教員及び副指導教員によって、研究者として必要とされる種々の研究能力を身につけさせるように指導が行われている。さらに、毎年、後期の開始時点で、関連分野における教員の出席の下に論文指導研究会が実施され、研究計画及び研究経過が評価され、より高い水準の研究となるように指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価の方法及び基準は、シラバスに公表されている。また、大学院入学時のガイダンスにおいても、成績評価に関する事柄が説明されている。さらに、個々の授業においても、各教員が成績評価に関して説明している。

成績は「A (80~100点)、B (70~79点)、C (60~69点)、D (59点以下)」で表記されており、C以上が合格とされ、単位が認定される。

修了認定基準は、学則並びに学位規則及び学位細則に定められており、それらは履修要項に掲載され年度当初に学生全員に配布されるとともに、大学院入学時のガイダンスにおいて説明が行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各教員がシラバスに明記した基準に従って、授業中に行われる課題の達成度やプレゼンテーションの内容、議論への参加度合や議論の質、レポートの内容、さらに学期末試験の成績などを総合的に判定して単位認定が行われている。

修士課程では、修士論文の合格と30単位以上の単位修得が修了要件となっている。2年次の後期開始の時点で実施される学位論文中間発表会での発表が義務付けられており、論文審査会による審査が行われる。修了認定は、研究科教務委員会を経て研究科委員会で決定されている。

博士後期課程では、毎年、後期開始の時点で、論文指導研究会での発表が義務づけられており、3年次以降では、日本学術会議に登録されている学会に論文が掲載されるか、国際誌に論文が掲載されることを修了認定の条件としている。その上で、博士論文に関する予備審査会を経て、最終試験である論文審査会が行われている。修了認定は、研究科教務委員会を経て研究科委員会で審議・決定され、博士論文合格と10単位以上の修得が要件となっている。

なお、博士後期課程創設3年後の平成18年度において、2人の修了者に対し、初めて博士の学位授与が行われた。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士課程では、論文審査会（主査と2人の副査で構成）により審査が行われる。合格者には、修士論文発表会によって、自らの成果を発表することが義務づけられている。

博士後期課程では、博士論文に関する予備審査会が、主査と他の3人の教員の出席の下で行われる。日本学術会議に登録されている学会に論文を投稿した場合には、博士論文を作成することで審査を受けることができる。もしくは国際学会に論文を投稿し、国際誌への掲載が認められた場合には、論文別刷りを博士論文として審査を受けることができる。学位論文審査委員会は、主査1人及び副査2人で構成され、学位論文の審査を終了した者に対して最終試験が行われ、可否の判定が行われる。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生への成績通知の後、成績内容に関する異議がある場合には、担当教員に異議申し立てを行うことができるようになっている。担当教員は学生の申し立てに基づき成績を再確認し、その結果を学生に正確に報告する。修正が必要な場合には、その結果を教務課に提出している。教務課は、その結果を学生に連絡している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 博士後期課程では、平成19年度から日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターと連携大学院制度をスタートさせ、インターネットを利用したテレビ会議システムで授業を行っている。
- 平成18年度の文部科学省現代GPに「実践的スポーツ指導者教育プログラム—インターン活動を包括的に支えるe-Learningプログラム—」が採択され、コンテンツの開発が行われ、学生のインターンシップの充実や自主的学習への支援が進められている。

【改善を要する点】

- 博士後期課程の学生の研究指導能力の育成のため、RA制度の活用が望まれる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材についての方針は、学則等に定められ、ウェブサイト及び中期目標・中期計画等で公表されている。

また、学生に対しては、入学時の全体ガイダンス及び小クラス、ゼミナール、特に、学部においては、キャリア形成科目の「キャリアデザインⅠ」でワークブックを使用して説明されている。

学部における教育の達成度の検証のために、3年次進級時にゼミナール受講資格審査、3年次終了時に卒業研究受講資格審査を実施し、4年次終了時に卒業判定に関する審査を教務委員会で検討の上、教授会で審議・判定している。

一方、修士課程における教育の達成度については、2年次の10月に学位論文中間発表会を実施し、学位論文の完成度、研究の進め方について検証及び指導が行われている。発表会実施にあたっては、指導教員、教員、修士課程及び博士後期課程の学生の参加を求め、幅広い助言を与えている。

修士論文の水準を高め、かつ客観的な教育の達成度の検証を行うため、学術雑誌等に掲載された論文、学会での発表等を基に、学位論文を作成することを条件とする「鹿屋体育大学修士課程学位論文の提出条件に関する申合せ」を定め、平成19年度入学生から適用している。

また、博士後期課程における教育の達成度については、1、2年次の10月及び11月に、学位論文指導研究会を実施し、学位論文の完成度、研究の進め方について検証及び指導が行われている。発表会実施にあたっては、指導教員のほか、他の一般教員、博士後期課程及び修士課程の学生の参加を求め、幅広い助言を与えている。

なお、学部、大学院ともに、当該年度の卒業・修了者に対して大学教育の満足度に関するアンケート調査が実施されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程では、3年次からのゼミナール受講のためには、2年次終了時に60単位以上の修得が必要とされ、さらに、卒業研究受講のためには、3年以上在学し90単位（ゼミナールⅡ4単位を含む）以上の修得が必要とされている。

平成 18 年度の進級・卒業・修了者それぞれの割合は、通常年限数での 3 年次への進級率（進級者）は 95.8%（160 人）、4 年次進級率（進級者）は 96.5%（166 人）であり、卒業率（卒業生）は 90.7%（156 人）、大学院修士課程の修了率（修了者）は 87.1%（27 人）である。

卒業・修了時の資格取得の状況については、保健体育科教員免許状、日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース修了、健康運動実践指導者、各種スポーツ競技審判資格（サッカー、バスケットボールなど）などを取得している。平成 18 年度の実績は、保健体育科教員免許状取得者 135 人、日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会免除適応コース修了者 12 人、健康運動実践指導者 6 人、イベント管理者の業務基礎知識認定 6 人となっている。

大学院生の教育研究の成果である、体育、スポーツ、健康関係の各種学会発表数をみると、修士課程の学生では 9 件（平成 18 年度実績）、博士後期課程の学生は 55 件（平成 18 年度実績）となっている。

さらに、多くの学生が国際大会や全日本選手権、全日本大学選手権等に出場し、平成 18 年度には、国際大会では、1～3 位入賞 11 件及びその他入賞 13 件、全日本大会では、1～3 位入賞 34 件、全日本学生大会では、1～3 位入賞 51 件となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部教育においては、学生による授業評価アンケートが前・後期に各 1 回ずつ年 2 回実施され、FD 推進専門委員会で集計・分析している。その調査項目の 1 つ、「授業により、新しい知識、考え方、技能などが修得でき、さらに深く勉強したくなった」においては、教養及び専門科目群別に「5 は非常にそう思う、4 はそう思う、3 はわからない、2 はそう思わない、1 は全くそう思わない」の 5 段階評価結果の平成 16～18 年度の 3 年間の平均では、教養科目群では 3.65、専門科目群では 4.09 であり、特に、専門科目群の実技科目では 4.33 となっている。

また、平成 16～18 年度卒業生による大学教育の満足度に関するアンケート調査結果では、「実践的指導力の修得」、「課題探求能力の修得」、「社会の一員としての豊かな人間性（道徳、見識、教養）の修得」のいずれの項目も、「大変満足している」、「満足している」を合わせると約 8 割となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 13～18 年度における学部の就職決定状況の内訳の平均は、中学校・高等学校の教員（保健体育科）への就職率が 17.4%、スポーツ関係民間会社が 14.1%、公務員が 14.4%、スポーツ関係以外の一般民間会社が 20.2%、大学院等への進学者が 26.8%、その他（未就職者）が 7.1%である。

一方、同じく平成 13～18 年度における大学院修士課程の就職決定状況の内訳は、中学校・高等学校の教員（保健体育科）が 25.6%、スポーツ関連民間会社が 19.8%、公務員が 6.0%、スポーツ関係以外の一般民間会社が 19.5%、大学院（博士後期課程）等への進学が 20.1%、その他（未就職者）が 9.0%である。

学部及び大学院の進路決定率は約 90%であり、教育目的としている「スポーツの実践的指導者の育成」、「スポーツの専門的・実践的な中核となる人材育成」から見たスポーツ関連への就職は、平成 13～18 年度の 6 年間の平均で学部が 31.5%、大学院が 45.4%となっている。教育成果に即した就職先の開拓やスポーツ関連企業での実習の取組は高く評価されるが、SCOOP（Sporting Co-operative Education）プロ

グラムなどにより、その取組を一層充実させることが期待される。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先等の学外機関から当該大学の教育に対する意見を聴取する仕組みとして、学外実習（企業実習、教育実習、学外スポーツ実習）終了後に学外実習先から受講者への評価報告を受けるとともに、担当教員の実習機関への巡回により意見収集を行っている。収集した情報については学外スポーツ実習小委員会、教育実習小委員会などの関係委員会において分析・検討が行われている。全47施設の学外スポーツ実習先からの報告によると、「そう思う・非常にそう思う」の合計は、事前準備については「事前指導が十分行われていたと思いますか。」との問いに27施設（57.4%）、専門的知識については「十分な専門的知識を持っていましたか。」との問いに22施設（46.8%）、実習学習態度については「積極的に参加していましたか。」との問いに43施設（91.5%）となっている。

さらに、学生の就職先企業に対するアンケートによると、「非常に優れている・優れている」の割合は、専門知識・能力については53.2%、積極性については66.0%、自主性については63.9%となっている。

卒業生自身のアンケート結果によると、「非常に役立っている・役立っている」の割合は、専門としたスポーツ競技科目については、仕事上が79.6%、日常生活上が81.7%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各種のスポーツ競技の国際大会や全国大会でメダルを獲得するなど成果をあげている。

【更なる向上が期待される点】

- 教育成果に即した就職先の開拓やスポーツ関連企業での実習の取組は高く評価されるが、SCO-OPプログラムなどにより、その取組を一層充実させることが期待される。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部及び大学院新生に対しては、入学時に新生オリエンテーション、第3年次編入学生に対しては、編入学生オリエンテーションが実施され、教育課程の説明、授業科目履修方法等の指導が行われている。また、2年次以上の在学生に対しては、在学生ガイダンスが実施され、学習指導が行われている。

学生が履修登録を行うに当たっては、登録時に職員が立ち会い、ミスがないよう指導が行われている。

学部3年次からのゼミナール、学外スポーツ実習、教育実習及び介護等体験については、学部の2年次生を対象として全体的なガイダンスが行われ、これと併せ、実習ごとに個別のガイダンスが行われており、学生の希望する専門領域等の選択に齟齬が生じないよう指導されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学部1・2年次生には、教員1人当たり平均10人程度の小クラス担任制度が設けられ、また、「修学・学生生活に関する指導教員の手引」が作成され、将来を見据えた基本的な学習相談等を行っている。

学部1年次生については、初年次の授業科目として位置付けた小クラスを単位とする「キャリアデザインI」が開講され、週1回小クラス担任との意見交換ができるようにしている。

学部2年次生等については、月1回程度の小クラス担任との懇談会が実施されている。懇談会での指導内容は、修学関連（成績通知など）、学生生活関連（出席状況のチェックなど）、就職関連などである。また、懇談の内容は年2回、学長に報告されている。

学部3年次生以上については、ゼミナールの指導教員が平均8人程度の学生を担当し、学習相談が行われている。

大学院では、指導教員が平均3人程度の学生を対象に、指導を行っている。

全学的には、シラバスにオフィスアワーが明示されるとともに、教員によっては電子メールによる相談も受け付けている。

なお、入学時に新生の保護者との懇談会も開催されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズについては、小クラス担任制度、指導教員制度において把握されている。また、毎年度学期末に、学生による授業評価が行われており、これら授業評価の中で大学に対する修学上の様々な意見・要望の記載欄が設けられ、学生のニーズが把握されている。提出された学生の意見や要望はFD推進専門委員会を通して全教員に周知され、学生からのニーズに対応している。

また、「学生なんでも相談窓口」を学生サービス課に開設しており、意見等については、教務委員会で内容を検討の上、学生に回答するなど、学習支援に対する学生のニーズについて、組織的な対応が行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生は、平成19年5月現在、学部2人、大学院6人、交流協定を締結している大学からの派遣留学生2人及び研究生1人を受け入れており、日本での留学生生活を円滑に行うために留学生オリエンテーション、日本語の能力を判断するために日本語プレイスメントテストを実施し、日本語能力に応じて3段階に分けて、年間を通した日本語の補講を行っている。

社会人学生は、平成19年5月現在、大学院生29人（修士課程8人、博士後期課程21人）が在籍している。当該学生のためには、勤務等の都合に合わせた集中講義が行われるとともに、電子メール等での研究指導も行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館は、学生が自習室としても利用できるようになっている。図書館2階学習室には、10台のパソコンが設置され、学生の自主的学習に供されている。

学内共同教育研究施設であるスポーツ情報センターには、85台のパソコンが設置されており、授業での使用を除き、平日の9時～22時まで学生の自由な利用に供されている。

大学院棟には、修士課程及び博士後期課程の学生が24時間使用可能な専用研究室がある。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動は、スポーツが中心となっており、学生全体のスポーツ系サークルへの加入率は88.8%である。学生のサークル活動を支援する施設として、屋内外に種々の体育施設が整備されている。

学生の競技力の向上は、当該大学の重点的な取組の1つとなっているため、学長裁量経費や体育教育の充実促進経費による経済的支援、重点強化競技及び重点強化選手の指定、学長が競技力向上委員会の意見を聞いて選定した競技者及び競技団体に対して競技力向上のための具体的方策を提案し、その実現に向け

て活動するTASS (Top Athlete Support System) プロジェクトを立ち上げ、競技力の向上に努めている。

また、平成16年度の文部科学省現代GPにおいて、学生に指導力等を養うために実践的な機会を得させ、学生ボランティアが地域のなかで安全なスポーツ指導が行えるようにする取組「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択されている。これに伴い、学内に課外活動としてのスポーツボランティア活動に係る派遣支援や学習支援を行う「学生スポーツボランティア支援室」が設置され、地域の学校やスポーツ団体等への派遣支援や学習支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生サービス課に設置されている「学生なんでも相談窓口」において、速やかな解決が困難な事案、学内数カ所に置かれた学生意見箱からの重大な意見・要望及び学生の修学も含めた学生生活に関する重要課題等を扱うために、平成16年度に全学的な学生相談の協働組織として「学生相談支援室」が設置されている。同支援室は、関係委員会、保健管理センター、小クラス担任教員、ゼミナール指導教員及びサークル顧問教員等との連携を取りつつ、学生生活の諸問題への対応を行っている。

セクシュアル・ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント相談員が置かれているほか、学生とセクシュアル・ハラスメント相談員等との意見・情報交換会が実施されている。さらに、セクシュアル・ハラスメントに関する意識等の調査を行う委員会が置かれ、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査が行われ、報告書が作成されている。就職支援に係る全学的な協働組織として、平成16年度に「就職対策室」が整備された。同対策室では、キャリア教育の内容、就職ガイダンス、卒業生・修了生による講演会及び外部の専門家による就職指導等が企画・実施されている。さらに、企業等で人事・労務管理の豊富な経験を有する人材を就職相談員として配置し、学生からの相談に当たっており、平成17年度は285人の利用があった。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズについては、小クラス担任制度、指導教員制度等において、把握されている。「学生なんでも相談窓口」、学内5カ所に設置された投書箱、学生と関係委員会委員との直接の意見交換の場として平成17年度から開催している「なんでんかんでん語ろう会」及び学生委員会で実施している学生生活実態調査において、学生生活に関する多様なニーズや満足度の把握、問題等の解決が図られている。

これら学生からの要望や意見のうち、速やかな解決が困難である問題に関しては、学生相談支援室が中心となり、関係委員会等の意見も踏まえながら、改善・対応策が検討され、掲示等により、学生へ回答・周知されている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生からの日常的な相談等に関しては、教務課職員が対応している。また、学長と留学生との懇談会

は毎年実施され、留学生の要望を学長が直接聞き、出された要望・意見については、留学生専門委員会で検討されている。例えば、自由に使用できる自転車が欲しいとの要望があり、これまでに同専門委員会委員が9台を無償で調達し、希望する留学生への貸し出しなどが行われている。さらに、留学生から学習室設置の要望を受け、パソコンを設置した学生交流学習室が設けられ、学習面のみならず日本人学生との交流や母国の情報収集について、8時～21時まで利用が可能となっている。さらに、留学生、特に世帯者を優先した教職員宿舎への入居を可能とする特別措置も実施されている。

また、日本の伝統文化・自然、資料館などの見学を通じ、日本の文化や社会状況の理解を図るとともに、今後の修学・研究の一助とすることを目的として、留学生見学旅行が毎年行われているほか、日本語スピーチコンテスト時には留学生支援交流会が同時開催され、鹿屋市を中心とした地域住民との交流の場が設けられている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生に対する経済支援としては、種々の奨学金の案内・推薦、授業料免除制度の運用及び学生宿舎の提供等が実施されている。

奨学支援事業については、掲示等により、随時、申請や手続きに関する案内が行われている。日本学生支援機構奨学金は、平成19年3月現在、学部では全受給希望学生の179人中77人（43%）が受給し、大学院生は全受給希望学生の37人中17人（45.9%）が受給している。特に、きぼう21プランについては、申請者の全員（61人）が受給している。民間奨学団体や地方公共団体の奨学金は、年間を通して募集があり、随時学生への案内・周知が図られている。

また、教員や地域からの支援を受け、財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団が設立され、体育・スポーツ活動において優秀な成績を修めた学生又は競技団体に対する奨学金の支給及びスポーツ奨励賞の授与等を行っている。

授業料・入学料免除に関しては、それぞれ選考要項に基づいて実施している。授業料免除については、平成19年3月現在、学部で全申請者141人中102人（72.3%）、大学院で全申請者42人中33人（78.6%）の学生が、それぞれ免除されている。

学生宿舎は、他学年に比し新入生の入居枠を3割程度多くするなどの運用が行われている。なお、学生宿舎入居率は、平成19年5月現在、全学生の約45%であり、健康管理面から全寮生に朝食の摂取を奨励している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成16年度の文部科学省現代GPに「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択され、学生スポーツボランティア支援室を学内に設置し、地域の学校やスポーツ団体等への派遣支援や学習支援を行っている。
- 財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団を設立し、優秀な競技成績を修めた学生や競技

団体への支援を行っている。

- 競技力向上のための具体的方策を提案し、その実現に向けて活動するT A S S (Top Athlete Support System) プロジェクトを立ち上げ、競技力の向上に努めている。
- 学生と関係委員会委員との直接の意見交換の場である「なんでんかんでん語ろう会」は、学生のニーズの把握や学生生活における問題解決に役立っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、白水地区が 363,936 m²、高須地区が 6,323 m²となっている。各地区の校舎等の面積は、計 33,487 m²となっている。

校舎は、講義棟、大学会館、実験研究棟、管理棟、水野講堂、附属図書館及び屋内外体育施設等から成っており、講義室 14 室（総面積 1,455 m²、収容人数 1,151 人、11 室に空調設備有り）・実験実習室 45 室（2,064 m²）・演習室 19 室（744 m²）が配置されている。

屋内外体育施設には、総合体育館、球技体育館、武道館、弓道場、屋内実験プール、屋内トレーニング場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、ホッケー場、野球場、ビーチバレーボールコート、テニスコート、センターテニスコート、ゴルフ練習場、多目的グラウンド、屋外体操練習場等があり、屋外の運動場は、夜間照明の設備を有している。

その他施設として、外国語教育センター、アドミッションセンター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、スポーツ情報センター、生涯スポーツ実践センター及び保健管理センターが設置されている。外国語教育センターには語学学習を支援する LL 教室 2 室が、スポーツ情報センターには情報演習室 2 室・情報処理教育用パソコン 85 台が、それぞれ用意されている。

設備としては、加減圧調整可能流水プール、3次元動作解析システム、生体物質分離解析システム、心機能測定装置、X線骨密度測定装置、電子顕微鏡、高速度カメラシステム、運動機能測定用観測記録装置、遺伝子解析装置、陸上競技用写真判定装置、自動形態・体力測定システム、トレーニング環境シミュレータ、LLシステム、運動負荷試験装置が設置されている。

施設・設備を計画的に整備するため、施設整備マスタープラン及び設備整備マスタープランが立案されている。

施設・設備のバリアフリー化は、トレーニング等で故障を負った学生に支障がないよう、屋外渡り廊下・階段スロープの整備や敷石の平面化など整備されている。なお、施設は、すべて建築基準法が改正された以降の建築物である。

これらのことから、豊かな自然に恵まれた環境のもと、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、またバリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、スポーツ情報センターが、一般的なメンテナンス及びセキュリティー管理を担当している。基幹ネットワークは光ケーブル（1Gbpsの通信）で、講義室や体育館を含め学内のほとんどの部屋に情報コンセントが設置されている。遠隔地の海洋スポーツセンターとも接続され、ライブカメラの機能によって、リアルタイムで海面情報にアクセスすることができ、また、学術情報ネットワーク（SINET）との接続も可能である。

さらに、平成19年度からスタートした博士後期課程における国立スポーツ科学センターとの連携大学院では、インターネットによる双方向通信を活用して授業・研究指導を展開している。

セキュリティー対策については、ログオンパスワードによるユーザ認証・ユーザ認証機能付き情報コンセント、ファイアウォール、ウィルス対策ソフトウェア等のセキュリティー管理が実施されるとともに、情報化戦略及び情報管理に関する規程が整備されている。

学生は入学時に自動的にユーザ登録され、情報ネットワークの利用が可能になっており、スポーツ情報センター情報処理演習室に設置されているパソコン85台とともに、学生が保有するパソコンを利用できる。

また、電子掲示板システムが設置され、学生は呼び出し情報・休講情報等を学内各所で確認することができる。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教育研究用施設、実験研究室及び合宿研修所等の各施設については、設置の目的を学内規則で定め、運用に関する方針は、各施設の使用細則又は申し合わせにより明確にされている。

体育施設については、体育施設規則及び体育施設使用心得に、体育施設ごとに各運動種目に即した留意事項等が規定されている。また、教育設備・研究設備等は物品管理規則に基づき、設備ごとに使用手続き等が定められている。

なお、学生に対しては、入学時に学生生活の手引きを配布しガイダンスで説明を行うとともに、大学ウェブサイトに施設利用の案内を掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成18年度の附属図書館の蔵書数は105,795冊、学術雑誌は2,417種類、視聴覚資料は3,396タイトル、電子ジャーナルは3,100タイトルであり、体育・スポーツ及び武道分野の資料（26.9%）を中心とした蔵書構成となっている。開館時間は、平日8時30分から21時、土曜日9時から17時、日曜日13時から17時である（休業期間の土曜、日曜を除く）。入館者は、平成18年度実績で、年間約74,000人、1日平均213人、貸出冊数は6,207冊となっている。また、地域社会の生涯学習への支援のために、日曜開館も実施している。図書館の利用方法については、電子ジャーナルやデータベースも含めて、利用案内が大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 豊かな自然に恵まれた環境のもと、教育目標を実現する場として十分な施設・設備を有している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部及び大学院における教育活動に関する基礎的なデータ（学籍管理、成績、履修、授業時間割、卒業論文、修士論文など）は、平成14年度までは書類ファイルとして、平成15年度からは電子データとして蓄積し、保存されている。また、学生による授業評価アンケートや教員の自己点検レポートなどの教育の点検評価に関するデータも同様に蓄積・保存されている。平成17年度からは、教務委員会の下に設置されたFD推進専門委員会が主体となって、シラバスを基に教育内容を詳細に記載し、かつ毎回の授業において学習内容や習得すべき必須事項を3つのレベルに分けて記載した「体育学部教育プログラム」を作成し、教育活動のデータや資料を収集・蓄積している。

また、学生による授業評価アンケートや教員の自己点検レポートは『鹿屋体育大学FD報告書』としてまとめられている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成13年度から、前後期の年2回に分けて、学生による授業評価アンケートを継続的に実施している。調査結果は分析され、担当教員に個々にフィードバックされ、『鹿屋体育大学FD報告書』が作成されて、全体的な集計結果や自由記述などが報告されている。担当教員は、学生からの授業評価を受けて、「教員の自己点検レポート」を作成している。

学生生活実態調査では、学習環境等の調査も行われている。また、学生なんでも意見箱の設置、平成17年度から学生との意見交換会として実施している「なんでんかんでん語ろう会」の開催により、学生の意見を聴取し、出された意見等は関連委員会、担当事務局で検討されている。「なんでんかんでん語ろう会」での意見交換の結果、成績評価基準をシラバスに掲載するなどの改善が行われた。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生委員会や教務委員会を中心に、平成18年度に卒業生（修了生）へのアンケート調査及び就職先へ

のアンケート調査が実施され、教務委員会、学生委員会、就職対策室会議等へ調査分析の結果が報告されている。

また、「学外スポーツ指導実習」の受入機関から実習に関する意見（制度、実習内容実態）を聴取し、教務委員会の下に設置された学外スポーツ指導実習小委員会により報告書が作成されている。

教務関係のアンケート結果については、各教員が自己点検を行う際の参考資料として活用し、就職関係のアンケート結果については、ゼミ指導教員、サークル顧問教員等が就職指導等を行う際の参考資料としている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育に関する自己点検・評価結果に基づき、体育学部教育課程の改訂を実施することとなり、平成17～18年度に教育課程改訂特別委員会を設け、キャリア教育の充実を含む教育課程再編について検討を行い、平成19年度に体育学部教育課程の改訂を行っている。

また、『鹿屋体育大学FD報告書』において優れた教育の取組として紹介された事項について、重点プロジェクト事業推進（学長裁量）経費を配分し、さらなる取組の支援を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートは毎回集計され、その結果や自由記述は各授業担当教員へフィードバックされている。教員はこの結果に基づいて、シラバスや体育学部教育プログラムを改善するとともに、「教員の自己点検レポート」を作成している。この中で、今後の取組や工夫など、改善事例が報告されている。改善事例としては、視覚的情報による理解を好む学生のために、画像や映像を用いた理解しやすい教材を作成して授業に活用したことなどがある。

また、個々の教員は講義・実習の充実に向け、公開研究授業や授業評価結果を参考として、テキストやマニュアルを作成、デジタル教材の製作や授業のビデオ制作、各授業科目の自己学習支援のためのウェブサイトを活用した教育が実践されている。これらの内容はFD講演会や公開研究授業が開催されたり、『鹿屋体育大学FD報告書』に掲載され、全学的に情報を共有しうるようになっている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教務委員会の下に設置されたFD推進専門委員会が実施する、学生による授業評価アンケートや「教員の自己点検レポート」結果のフィードバック、公開研究授業の開催、そして、他大学等の講師によるFD講演会、FD研究討論会の開催により、教育内容・教育方法の改善のための取組が実施されている。これ

らの取組や『鹿屋体育大学FD報告書』を発行して、教員の授業の工夫や悩みを探り、具体的内容や分析結果とともに全学的にフィードバックしている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-2② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

公開研究授業、FD研究討論会及びFD研修会を通して、教員間では、授業改善の工夫や悩み、アイデアなどが語られている。また、組織的な取組としては、良好な授業環境を確保するため、「遅刻者をなくすため教員自身が5分前に授業場所に行く」などを内容とするガイドラインが作成された。

なお、学生による授業評価結果の過去4年間の経年変化を通覧すると、平成15年度から「教員の話し方は聞き取りやすかった」といった各項目も評価ポイントが向上している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

修士課程及び大学院博士後期課程の学生がTAとして学部の実技・実習・演習の授業に教育補助者として携わっている。各授業科目において、各担当教員とTAが活動内容や実験・実技における安全注意、機器操作の熟知等の心構えを含めて事前に打ち合わせを行い、各授業の実施前に担当教員から授業内容の説明を受けてプロセスの確認を行っている。授業で必要な技能については、あらかじめ習得するように担当教員等から指導を受けている。

これらのことから、教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業評価や教員自身の評価をもとに、各教員が授業改善を図った点について、自己点検レポートを作成している。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 6,486,048 千円、流動資産 449,166 千円であり、合計 6,935,215 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。負債については、固定負債 840,175 千円、流動負債 398,691 千円であり、合計 1,238,867 千円である。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 2,066,676 千円、経常収益 2,151,372 千円であり、経常利益 84,695 千円、当期総利益が 84,695 千円となっている。なお、短期借入金はない。これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経営協議会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、重点プロジェクト経費（学長裁量経費）は、中期目標・中期計画達成のため重点的に推進する教育研究活動に対して学内公募により予算配分する仕組みにより、教員教育研究経費は教育経費と研究経費に区分し、研究経費は所要予算をほぼ2等分し、基礎経費と傾斜配分予算から積算し配分する仕組みにより各教員に経費配分している。

他にも、教員教育研究経費の傾斜配分については、教員から提出された業績評価（自己点検・評価）を反映して配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、内部監査要項等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織として、国立大学法人法に基づき、学長のもとに、意思決定機関としての役員会、審議機関としての経営協議会、教育研究評議会が置かれ、法人の経営及び教育研究に関する重要事項その他大学運営に当たっている。このほかに、大学運営に関する連絡調整を担う運営連絡会が設置されるとともに、大学運営に関する専門的な事項を検討する総務委員会等の常任委員会が設置されている。

管理運営に当たる主要な構成員（執行部）は、学長、理事・副学長 2 人（組織運営担当、教務等担当）・非常勤理事（社会連携担当）と事務局長であり、さらに特定業務について学長を補助する学長補佐 3 人が配置されている。

また、教員と事務職員が一体となった協働体制として企画室をはじめとした 6 室（企画室、研究連携推進室、学生相談支援室、競技力向上対策室、就職対策室、学生スポーツボランティア支援室）が配置されている。

管理運営及び教育研究支援の業務を支援する事務組織は、事務局長の下に総務課等 6 課から構成されており、事務職員・技術職員 68 人（平成 19 年 5 月現在）が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、役員会、教育研究評議会や管理運営に関する連絡調整を担当する運営連絡会の議長として、それぞれ議事を取りまとめている。

重要事項を審議する 10 の常任委員会（総務委員会、入試委員会、教務委員会、研究科教務委員会、学生委員会、財務・施設環境委員会、学術情報・産学連携委員会、生涯スポーツ振興委員会、競技力向上委員会、危機管理委員会）は、学長、理事・副学長及び学長補佐がそれぞれ委員長として就任しており、役員会及び運営連絡会との連携が密となるよう設計されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対しては、「学生なんでも意見箱」により常時投書を受ける制度と、直接学生の声を聞く「なんでんかんでん語ろう会」が設けられており、教職員に対しては、「意見箱」を学内に設置している。各投書に関しては、意見に対して大学が取った措置を明らかにしており、学生には学内掲示板により、教職員には学内電子掲示板により公表されている。「なんでんかんでん語ろう会」での意見交換の結果、情報処理室の開館時間の延長や、悪質な違反駐車への指導などを行うこととした。

このほか、非常勤理事・監事・経営協議会の学外委員からの発言を得ており、大学広報誌『邁進』にも掲載されている。学外関係者からのニーズが管理運営に反映された具体的事例として、外部資金獲得の推進（平成17年度）、北京オリンピック開催に結びつけた経営戦略の展開（平成18年度）、学生を支援する事業等の情報収集の促進（平成18年度）、アンチドーピングへの取組（平成19年度）などがある。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び当該大学監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、各事業年度ごとに業務及び会計について定期監査を実施している。

監事は、このほか、役員会・経営協議会・教育研究評議会の大学の重要会議に常時出席している。また、学長の求めに応じて必要な意見を述べている。なお、学内の重要な決裁文書は監事に回付するなど、管理運営に関与している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員を中心に、外部講師によるスタッフディベロップメント研修や語学等のスキルアップ研修の実施、他の大学院が実施する集中公開講座への職員派遣、その他放送大学利用の研修などが行われている。このほか、九州地区国立大学等の合同研修にも参加している。役員等の執行部については、国立大学協会や国立財務経営センター等が主催する各種セミナーへの参加がある。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標・計画の中に示されている。大学の規則の根本は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則」であり、この中で、学長・理事及び役員会・経営協議会・教育研究評議会等の管理運営の基本的組織や枠組みを定めており、これに基づき、学内諸規程が整備され、各構成員の責任と権限が定められている。さらに経営協議会委員や役員の選考をはじめ、副学長・学長補佐・図書館長等の組織の長に関する選考規程、教員採用等の規程が定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

中期目標及び中期計画を始め、年度計画及び国立大学法人評価や自己点検・評価の結果等は、大学ウェブサイト公表されている。

また、大学の活動状況に関するデータや情報は、国立大学法人法等に基づく公表事項や大学評価に関する公表事項・研究者情報及び教育研究評議会・経営協議会等の議事内容として蓄積し、大学ウェブサイトに掲載されている。

このほかに、FD報告書や学生生活実態調査報告書等の大学の活動状況を示すデータが逐次取りまとめられ、学内外に公表されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価は、平成3年度から教育部門・研究部門及び学内行政事務部門ごとに自己点検・評価委員会を中心に実施されてきた。法人化を契機に平成16年度からは、学長によるヒアリングを実施し、当該事業年度に係る実績報告を取りまとめるなど、総務委員会が中心となって組織的な点検・評価が展開されている。特に平成18年度は認証評価ワーキンググループを設置し、機関別認証評価実施に向けた自己点検・評価を実施している。

また、教職員に関する業績評価については、総務委員会のもとに業績評価専門委員会を設け、平成16年度から教員業績評価を実施している。

なお、平成19年3月には、大学の自己点検・評価に関する方針が「鹿屋体育大学自己点検・評価及び第三者評価に関する方針」に明示され、この方針に沿って自己点検・評価を行うこととしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学の自己点検・評価の結果は、法人化前は自己点検・評価委員会のもとで自己点検・評価の報告書として刊行され、国立大学法人化後は総務委員会のもとで集計・分析し、「年次報告書」及び国立大学法人としての「各事業年度に係る業務に関する実績報告書」としてまとめられ、大学ウェブサイト等で公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成10年度と平成16年度に全学組織を対象とした外部評価が、また、平成17年度にはスポーツトレーニング教育研究センターを対象とした外部評価が実施されている。

国立大学法人化後の平成 16 年度からは、国立大学法人として当該事業に係る業務の報告書として「各事業年度に係る業務に関する実績報告書」が作成され、国立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果は「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」として公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 17 年度の自己点検・評価における、「学内及び学外との連携を強化して、国内外の優秀な研究者、学生が共同して教育研究を進められる体制の整備が必要」との評価に基づき、平成 19 年度から国立スポーツ科学センターとの連携大学院制度が開始された。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 鹿屋体育大学

(2) 所在地 鹿児島県鹿屋市

(3) 学部等の構成

学部：体育学部

研究科：大学院体育学研究科

附属研究所：なし

関連施設：外国語教育センター，海洋スポーツセンター，スポーツトレーニング教育研究センター，生涯スポーツ実践センター，アドミッションセンター，スポーツ情報センター，保健管理センター，附属図書館

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部723人，大学院91人

専任教員数：59人

助手数：0人

2 特徴

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、昭和56年10月に開学した国立唯一の体育系単科大学である。昭和63年には大学院体育学研究科（修士課程）を、平成16年には大学院体育学研究科（博士後期課程）を設置し、現在に至っている。

本学の教育研究の対象は、スポーツ振興法上の「スポーツ」と捉えることができ、スポーツが行われる場面としては、学校教育、社会教育や公的部門、民間部門を問わず、生涯スポーツ、競技スポーツ、娯楽としてのスポーツ、プロスポーツのいずれも含むこととなる。

教育研究上の特色としては、「スポーツ」に関する学問的及び実践的究明を機軸とする総合性、学際性、実践性であり、独創的、先端的な研究成果をめざしている点があげられ、教育面では、高い技能・知識と教養を合わせ持つ指導的人材の養成をめざして、実学を重視しつつ、スポーツに関する科学的な基礎知識と幅広い応用能力が身に付くよう配慮している。また、学生の競技力向上は、本学の教育研究の成果として、また、我が国スポーツ振興に寄与する観点からも、重要な教育研究目標である。

こうした特色を持つ新構想大学として、豊かな自然を背景に、陸上競技場、サッカー場、屋内実験プール、海洋スポーツセンター等の充実した施設とともに、加減圧調整可能流水プールやトレーニング環境シミュレータ等

の特色ある設備を有している。入学する学生の出身がほぼ全ての都道府県を網羅している点も特色である。

組織運営面では、設置当初から副学長を置くとともに、大講座制を採用していたことや、開かれた大学として広く学外者の意見を聞くための参与制度を設けており、その後の大学改革を巡る法改正や国立大学法人化に比較的無理なく対応できたと言える。また、国立大学法人化構想など大学関係者に全く意識されることのなかった時点で「平成8年度を起点とする中期計画」（5年間）を策定し、達成状況の点検・評価を行っている。

国立大学法人化4年目を迎えた現時点で、教育研究面での具体的な特徴としては、次の点が上げられる。

①学部は、スポーツ総合課程と武道課程の2課程からなり、教養やスポーツ科学に関する教育のほか、陸上運動、体操、水泳、海洋スポーツ、柔道・剣道等の実技指導を行う。学生に対しては、小クラス担任制により、きめ細かな指導・支援体制をとっている。また、大学院研究科は、学部レベルの両課程を横断した形で、生涯スポーツ科学、スポーツ医科学領域を扱う「総合健康運動科学系」と、トレーニング科学、スポーツ科学領域を扱う「総合トレーニング運動科学系」で構成している。

②教員組織としては、当初の大講座制をさらに大きくくり（学部レベルで3つの系）とし、教育研究や人事面での弾力的な対応を図っている。

③学生の国際的な競技力向上のため、TASS（Top Athlete Support System）プロジェクトを組織し、学生に対し、トレーニングや科学的知見による支援等を全学的に行っている。

④運動による心身の健康の保持増進に関する研究は、本学の存立基盤を形成するものであり、PALS(Promotion of Active Life Style)プロジェクトを組織し、地域社会との連携・協力の下に実践的研究を推進している。

⑤スポーツに関する学生の実践的指導力の養成と地域貢献をめざす学生スポーツボランティア支援事業や、学生の自主学習を支援するためのe-learningシステム構築に取組しており、いずれも現代GPとして採択されている。

⑥国立大学法人化を機に、本学の人的・物的資源を活用した総合型地域スポーツクラブ「NIFSスポーツクラブ」を立ち上げ、地域におけるジュニア期からのアスリート養成や、スポーツを通じた健康づくりに貢献している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道（以下「スポーツ・健康」と総称する。）に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的としている（鹿屋体育大学学則第2条）。

国立唯一の体育系単科大学として、本学の目的の特色は、スポーツ・健康に関する科学的、実践的な研究を行い、幅広くこれらの分野における指導者の養成を行うことである。このためには、科学的、実践的な研究の成果を生かし、特に教育においては、出来るだけ多くの種目に関する基礎的な実技を修得させるとともに、専攻する運動種目に関する高度の技能と、競技水準の向上を図る科学的なトレーニングに関する知識を身につけさせている。なお、学生の国際競技力の向上は、教育研究の成果として、また、本学が我が国スポーツ振興に期待される役割に鑑み、重要な目標に位置付けられている。

教育、研究及び社会貢献についての目指すべき方向性は、次のとおりである。

1. 教育

(1) 体育学部においては、幅広い教養と品格ある豊かな人間性を備え、実践的、創造的な指導力を持った活力のある人材を育成することとしており、次のような養成すべき人材像に関する具体的な目標を設定している。

- ①スポーツ指導力と生涯各段階の運動による健康の維持増進の必要性への理解をもち、生涯スポーツの振興に積極的に貢献し得る人材。
- ②スポーツを通じて培われた高い人間力をもち、社会の各分野で活躍し得る人材。
- ③スポーツ指導力と児童生徒の発達への理解をもち、学校運営に積極的に参画できる教員の資質を持つ人材。
- ④国際水準の競技力をもち、日本代表として国際的に活躍できる人材。
- ⑤競技力向上をトレーニング理論に基づき指導できる指導者になり得る人材。

(2) 体育学研究科においては、豊かな教養と品格を合わせ持った国際的に活躍できる実践的な高度専門指導者を育成することとしており、次のような養成すべき人材像に関する具体的な目標を設定している。

- ①スポーツ、健康づくりにおいて適切に支援できる高度の専門性を有する人材。
- ②体育分野の学際的な研究活動を積極的に推進し、健康の維持・増進、競技スポーツの高度化、伝統武道に関する諸問題を科学的見地から解明するために必要な専門知識を有する高度専門指導者。

なお、平成19年度から、体育学研究科博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国スポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせた。

2. 研究

研究面では、スポーツ・健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進することとし、具体的には次のような目指すべき研究の方向性を掲げている。

- ①スポーツにおける競技力の向上を図るために、身体発達に応ずる運動適応のメカニズムを明らかにし、科学的なトレーニング法の構築と高度の指導システムの開発を国際的視野に立って推進すること。
- ②スポーツによる健康づくりの原則を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発し、アクティブライフスタイルの形成と生涯スポーツの振興に積極的に寄与すること。
- ③発育期の青少年の心身の健全な発達に資する一貫指導システムの研究・開発を行うとともに、指導者の確保と施設の整備を含めた学校体育の充実へ寄与すること。

3. 社会貢献

社会貢献については、科学的トレーニング法や発育期の一貫指導システムの研究開発を推進し、国際的な競技力向上に貢献するとともに、社会の活性化に資する国民の健康増進と豊かなスポーツライフの形成に向けたプログラムの研究成果を発信している。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

大学の目的を学則で定め、基本理念、中期目標・中期計画を大学概要、ホームページで公表し、学生に対しては、各年度の体育学部履修要項、大学院体育学研究科履修要項（修士課程）及び大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）で明らかにしている。

また、本学は「体育・スポーツ、武道及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する」という研究目標とその成果に立って、「豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」としており、学校教育法第52条に規定する大学の目的に適合している。

本学大学院研究科においては、既述の本学の研究目標とその成果に立って、生涯スポーツ科学、スポーツ医学、トレーニング科学及びスポーツ科学に関する「学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する」ことを目的としており、学校教育法第65条に規定する大学院の目的に適合している。

鹿屋体育大学の目的の周知については、様々な機会をとらえて実施しており、鹿屋体育大学ホームページ、各年度の「国立大学法人鹿屋体育大学概要」、「履修要項」、各種学生募集要項及び大学案内の発刊、学生の各種競技結果に関する新聞報道等、地域社会での運動を通じた健康づくり事業の実施を通じて、大学の目的は広く公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

体育・スポーツ、レクリエーション及び武道について、スポーツとしての共通性とそれぞれの持つ特色を考慮して、学科制ではなく、スポーツ総合課程と武道課程を設置していることは、本学の教育研究目的を達成していく上で適切である。

教養教育は、全教員の出勤方式により、いわゆる教養科目と専門科目の履修学年を過度に片寄らせることなく、体育学の専門性・実践性に立って楔形に配置したカリキュラムとし、科目編成等の検討を教務委員会が、その改善についてはFD推進専門委員会が担当する体制となっている。

大学院体育学研究科については、修士課程と博士後期課程からなるいわゆる区分制博士課程の体育学専攻を設置しており、教授研究等の目的に沿って、鹿屋体育大学中期目標に基づいた中期計画が定められ、また学則が制定されている。さらに、修士課程の履修要項、博士後期課程での履修要項において、それぞれの課程での人材養成目標が明らかにされており、この目標に沿った2系4領域を置いている。

平成19年度から、博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国のスポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせており、成果が期待される。

スポーツトレーニング教育研究センターを始めとした6つの全学的なセンターと、保健管理センターは、いずれも学部・大学院における教育研究目的の達成に密接に関連した業務を行い、その支援のために重要な役割を果たしている。担当する分野や機能面で、本学の人材養成目的の持つ教育研究上の特色を発展充実させていく上で、重要なセンターであり、適切な構成となっている。

国立大学法人が設置する国立大学として、国立大学法人法、学校教育法、学校教育法施行規則等に従って、教育研究評議会、教授会が設置され、必要な回数の会議が開催され、実質的な審議がなされている。

教務委員会、研究科教務委員会は原則として月に1回、定例的に開かれ実質的な審議が行われており、適切な構成及び機能を有している。

基準3 教員及び教育支援者

各教育研究組織の設置目的を効果的に達成するため、通則に基づき学部、大学院、6つの学内共同教育研究施設、保健管理センターについて、適切に教員組織編成がなされている。

本学の教員の採用や配置に関しては、学士課程、大学院課程におけるカリキュラムの遂行上、必要十分であり、大学設置基準、大学院設置基準をそれぞれ充足している。

また、国立スポーツ科学センターの研究員を客員教授に委嘱することにより進めている連携大学院は、スポーツの国際競技力の向上に向けた最先端の取組を教育研究指導に取り込むことが可能となり、優れた取組である。

教員の年齢構成及び男女比、外国人教員等は、本学の教育研究分野や規模等に鑑み適切である。

教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員と学長の指定するプロジェクトに教員を採用する場合に、任期制を導入している。

教員の採用については、基本的に大学として必要な分野の教員が、退職・異動等で欠けた場合、大学として新たな教育研究分野が必要となった場合には、公募することとしている。

教員の採用基準や昇格基準及び教員のうちの大学院の教育研究指導担当の審査については、教育上の指導能力の評価を含め、明確かつ適切に定められた基準に基づいて運用されている。

教員の教育研究活動に関する定期的な自己点検・評価については、評価結果を基に教育研究費の傾斜配分を行うなど、その評価結果を適切に活用している。

本学教員の研究活動や、優れた知識・技能の獲得に関する活動は、本学の学部・大学院における目的達成に密接に関連し、その成果は講義や実技指導等に反映され有意義なものとなっている。

また、TAの教育補助者も、学内規定に基づき適切に活用されており、授業補助体制は十分に機能している。

基準4 学生の受入

本学は、アドミッション・ポリシーを明確に定め、各入学者選抜方法においても、より具体的に選抜する人材を定めている。これらのアドミッション・ポリシーは、募集要項、ホームページにおいて公表し、多くの人に周知されていると考えられる。

入学者選抜方法は募集要項に基づき、多様な選抜を実施している。体育学部では、A0(SS)入試、推薦入学、一般選抜のほか、私費外国人留学生選抜、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、3年次編入学の各試験を実施している。大学院体育学研究科修士課程では、一般選抜のほか、社会人特別選抜、現職教員特別選抜、外国人留学生特別選抜の各試験を、博士後期課程では、一般選抜のほか、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の各試験を実施している。これら多様な入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った受け入れ方法により、適切に実施されている。

入学者選抜の実施は、入試委員会が掌握し、各試験内容により、小論文・面接小委員会、競技力審査小委員会など各小委員会が入学者選抜の詳細を改善、実行している。試験当日の実施体制は、学長を本部長とする試験実施本部を作り、副学長等の本部員において万全の体制をとっている。

平成15年よりアドミッションセンターを設置し、入学者選抜方法の検証を行っている。また、小クラス制度を活用した入学後の追跡調査等を実施し、入学者選抜の改善に役立てている。

本学の在学者数は、学部、大学院ともに、収容定員を大幅に超えておらず、現在の在籍数であれば、教育・研究に支障をきたすことはない。

基準5 教育内容及び方法

<学部>

学部の教育目的を達成するために「教養科目」は1, 2年次を中心に配置しており、「専門科目」においては体育学に関する基礎知識の習得や、より高度な専門教育を行うという科目編成になっている。さらに、平成19年度から新教育課程に改訂し、従来の「教養科目」を「一般科目」と「キャリア形成科目」に再編し、キャリア教育の充実を図る科目編成とした。

教育目的に照らして、授業科目を配置するとともに、各授業科目の内容については、研究活動から得られた最新の知見や研究成果を授業に適切に反映している。

それぞれの開設科目はその目標・特性に応じて講義、演習、実技、実習などの形態で授業が行われており、特に、「専攻科目」では少人数による演習と実技を中心としたきめ細かい指導が行われている。また、英語では習熟度別クラス編成により、学力不足の学生に対応している。学習活動を支援するため、小クラス担任、ゼミナール担当教員、チューター制度を取り入れ、自主学習のために附属図書館の開館時間も配慮している。

学生の履修計画、予習等のために、シラバスは統一した様式に則って作成され、学生が履修する際に必要な情報を記載している。また、単位の実質化への配慮については、履修科目数・受講人数の制限、GPA方式の導入、e-Learningを活用した自主学習の環境整備が組織的に行われている。

成績評価基準や卒業認定基準は学則に定め、それらの基準は「体育学部履修要項」にも明記するとともに、年度当初に学生全員に配布し、履修ガイダンスにおいて学生に説明されている。

卒業認定は定められた基準に従い、教授会で審議され、判定されている。また、成績評価の正確さを担保するため、成績評価に対する学生からの異議申し立てを各科目担当教員が受け、適切に対応している。

<大学院>

大学院の教育課程は、学部教育を基礎にして、修士課程、博士後期課程と教育内容を連動させて高度に発展させるものになっている。また、修士課程では、「スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養い」、博士後期課程では、さらに一歩進んで、「スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者」の養成が期待できる構成になっている。

授業の履修計画のために、シラバスは教育課程編成の趣旨に則り、統一した様式で必要とされる項目を掲載している。また、履修計画に際しては指導教員と相談の上、意味ある実質的な授業を履修させている。

修士課程の授業は、体育学諸科学の研究方法論について修得し、学際的な体育学の基礎を養成する内容の科目と、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容の科目によって構成されている。博士後期課程の授業は、複数の学問領域を学際的に統合した研究を行うための研究デザインや方法論に関する内容の科目と、個々の研究領域を高度に理解するための内容の科目によって構成されている。

学生の専門性と志望に基づいて決定された複数指導教員の下で、きめ細やかな個別研究指導が実施され、各自の専門とする学会での発表を考慮した高い水準の研究指導が行われており、すべての学生には、研究の進捗状況を把握し、研究計画をよりよいものへと改善するための報告会を義務付けている。また、得られた研究成果を学会で発表するための指導がなされて、学会での発表を単位認定し、実際の研究能力に直結した評価をしている。

成績評価に関する事項は、シラバスに公表し、学生に周知しているとともに、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。また、修了基準についても、大学院体育学研究科履修要項の中の学位規則及び学位細

則に明記し、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。

授業成績評価は、シラバスに明記した基準に従って適切かつ公正に行われている。成績評価の正確性を担保する取組として、成績評価に関する異議申し立ては各科目担当教員が応じている。

また、修士課程および博士後期課程の修了認定は、段階的な評価過程を経ながら、厳正かつ公正に行われている。

基準 6 教育の成果

本学では、育てる人材像を明確に定め、学内外者に対してホームページ、履修案内等で公表している。また、教育の達成状況については、卒業・修了時の大学教育の満足度に関するアンケート調査により学生自身の達成状況を確認するとともに、教務委員会、教授会等で達成状況を組織的に検証している。

教育効果を評価するために、学生による授業評価アンケートを実施しているが、専門科目については授業内容、効果についても満足度が高く、特に、実践的能力を育成する実技科目については非常に高い評価である。一般科目については、専門科目ほど高くはないが授業内容、効果へ一定の評価を得ている。

学部学生、大学院生の9割は通常年限で卒業・修了しており、多くの者が保健体育教員免許、健康運動実践指導者などスポーツ・健康関連資格を取得している。本学の特色として、学生の各種スポーツ競技の国際大会、全国大会におけるメダル獲得などの成果を見ることができ、平成18年度は世界水泳選手権、アジア大会でのメダル獲得が特筆される。また、大学院学生は研究教育成果を学会発表するなど活発に活動している。さらに、本学では教育の充実に向け、教育の達成目標を明確に示す教育プログラムやGPA評価を活用することとしている。

また、卒業後、社会の観点から教育成果をみるために、卒業生及び就職先企業にアンケート調査を実施している。卒業生の専門的知識・能力については学生の就職先企業のみならず、卒業生自身からも評価されている。

さらに、学生の就職先企業から優れているとの評価を受けたコミュニケーション能力については、本学の教育取組の成果と考えられる。

学部及び大学院の過去平均進路決定率は約90%以上と、ほぼ全国平均に近い割合である。しかしながら、スポーツ・健康領域の就職率は、学部では約30%、大学院では約45%である。今後、教育の成果に即した就職先開拓、試行的取組を開始したスポーツ関連企業実習のSC0-0Pプログラムなどの充実に取組むこととしている。

基準 7 学生支援等

本学では、学年開始時（4月）と後期開始時（10月）に、学習、生活指導のために学年毎にオリエンテーションやガイダンスを実施している。

学習支援として、学習相談、助言のために1クラス平均10名程度の小クラス担任制度、ゼミナール指導教員体制及びオフィスアワーを整備し、学生からの学習相談等に対して、担当教員が対応すると共に、学習支援に関する学生のニーズの把握が、学生の授業評価や相談窓口等を通して行われている。また、自主学習のため自由に利用できる情報機器を多数整備し、効果的かつ活発な利用に供している。

平成16年度に、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）において、「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択され、学生スポーツボランティア支援室を学内に設置し、スポーツ指導者を目指す学生にボランティア活動のための学習支援を行うとともに、地域スポーツ活性化のために指導者の派遣支援を行っている。

学生の競技力向上は、本学における重要な教育研究目標であり、正課におけるスポーツに関する諸科学の教育研究とその成果は、学生の競技力向上に資するものである。TASSプロジェクトや体育教育の充実促進経費は、学生の競技力向上を具体的に支援するものであり、間接的に、学生の課外活動に対する支援は実施されている。

鹿屋体育大学

学生の生活相談、助言体制等に関し、小クラス担任制度やゼミナール指導教員制度等を活用することと併せ、学生相談支援室及び就職対策室を中心として、相談窓口や意見箱、学生と教職員との直接の対話の場である「なんでんかんでん語ろう会」など、多様な窓口から学生の意見・要望等を取り入れ、支援に活用している。広く全国各地から入学してくる学生に対し、生活及び経済支援の一環として、全校生の半数近くが入居できる学生宿舎を整備し、全寮生に朝食の摂取を奨励している。

就職支援のために就職対策室を整備し、キャリア教育・就職行事等の企画を実施している。

留学生に対しては、日本語能力に応じた補講を行うなどの学習支援、また地域市民との交流の場を設定するなど、地域からもスムーズな支援が得られるよう努めている。

基準 8 施設・設備

本学の特徴の一つに、豊かで恵まれた自然環境のもと、国立唯一の体育系単科大学として体育・スポーツの科学的探求や実技指導にふさわしいキャンパス形成がある。講義棟・実験研究棟などの校舎群、総合体育館・球技体育館・屋内実験プール・武道館・陸上競技場・サッカー場・野球場・海洋スポーツセンターその他体育施設をはじめ、本学の教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されており、大学設置基準を十分に満たしている。更に、科学的考察・実技指導面からスポーツ諸科学の教育研究を実践するため、加減圧調整可能流水プールを始め、トレーニング環境シミュレータなどの多様な教育・研究設備を保有していることから、本学の教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されている。これらの施設・設備を利活用しながら、本学学生は体育学を修得しており、競技力向上の取組みの場として、有効に利用されている。

教育内容・方法や学生のニーズに対して、図書館機能にあつては、体育・スポーツ専門の分野に特色を持った系統的な図書資料整理を実践し、情報ネットワークも、学内各所での情報端末から接続できるシステムで支援を行っており、有効に活用されている。

また、施設・設備の利用案内は、「学生生活の手引き」及び大学ホームページで周知しており、体育施設の活発な利用状況から行き届いている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の質の向上、改善に向けた意見の聴取に関して、学生からは授業評価アンケート、学生生活実態調査、意見交換会や意見箱により教務委員会や学生委員会が中心となり継続的に実施されている。卒業生及び就職先等からの意見聴取は、平成 18 年度からアンケート調査により実施され、学外実習関係者からは、従前から毎年実習後に実習生の評価を受けている。これらの教育活動の実態を示すデータや資料は、教務委員会及び学生委員会において適切に収集し、蓄積して保存する体制にある。

学生や学外関係者からの意見は、教務委員会や学生委員会及びその下部委員会により分析評価され、教育の質の向上や改善に向けて教育研究評議会や教授会にて検討・審議される組織体制にある。また各教員は、教育改善への取組を自己点検レポートとして毎年報告している。

また、授業の評価結果は各々報告書にまとめられ情報共有が可能であり、教育の状況や改善についての取組を全学的にフィードバックする体制にあり、体育学部教育課程の改訂や「体育学部教育プログラム」の作成を行うなど、具体的かつ継続的に教育の質の向上と改善に向け機能している。

以上の教育に関する資料収集や点検・評価結果等を基にして、FD 推進専門委員会が中心となり公開研究授業や FD 研修会を実施するなど FD 活動が全学的に展開されている。

なお、教育補助者について、実技・実習・演習授業科目において大学院生が学部教育のティーチング・アシスタント (TA) として携わっている。TA に対しては各担当教員が事前にガイダンスを行ったり、毎回指導方法や必要なスキルを確認したりして、TA の資質向上への取組が行われている。

基準 10 財務

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するため、法人化移行前に本学が保有していた土地建物等のすべての財産を継承し、平成 16 年度以降も現在まで安定した財政基盤を保持している。事業年度ごとの財政計画は、実施する事業計画について総務委員会等の学内審議を経て、学外者を交えた経営協議会・役員会からの視点で検討され適切な財務計画を立案してきている。この結果、財務内容は經常収入の確保及び支出状況とも基本的に安定しており、大学ホームページに公表されるなど透明性は高く、本学の目指す教育研究活動を安定して遂行できる財務体制が確立している。

また、教育研究活動に対しては、学長が定めた予算編成方針に基づき重点プロジェクト経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費その他の経費によって確保される仕組みが確立しており、教員業績評価（自己点検・評価）を反映した教員教育研究費の傾斜配分を既に実施するなど、適切な資源配分がなされている。

本学の財務に対しては、会計監査人、監事等による会計監査及び内部監査が多面的に実施されており、適切な監査システムとなっている。

基準 11 管理運営

学内に置かれる重要事項を審議する常任委員会に学長及び副学長等が委員長として就任し、役員会・運営連絡会との連携が密となるよう設計されている。また、教員と事務職員が一体となった協働体制である企画室等 6 室を配置し、課題分析と対応方針を検討する仕組みを構築し、学長のリーダーシップを発揮しやすい組織形態となっている。更に、学部・研究科には教員の基本的組織である各系ごとに系会議及び各系の主任と執行部で構成する系主任会議を設置し、学部・研究科における系内及び系間の諸問題や管理運営に関する連絡調整を行うボトムアップ機能を確保している。

管理運営に関する方針は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則」であり、この中で管理運営の基本的組織や枠組みを明確にしており、これに基づき、学内諸規程を整備し、各構成員の責任と権限を明確にしている。大学に関するデータや情報は、学内構成員のみならず学外者に対して大学ホームページにより公開している。

学生や教職員等のニーズ把握は、各種会議において把握する体制となっており、その他に学生に対しては、「学生なんでも意見箱」により常時投書を受ける制度と直接学生の声を聞く「なんでんかんでん語ろう会」を設けており、教職員に対しては、「意見箱」を学内に設置し常時提案を受ける制度を設けている。また、非常勤理事・監事・経営協議会の学外委員からはそれぞれの立場で発言を得て各提案を管理運営に反映させている。

法人化を契機に平成 16 年度からは、総務委員会が中心となって、自己点検・評価を目的とする学長ヒアリングの実施、教員業績評価の実施など、組織的に点検・評価を展開している。更に、外部評価を実施しており、外部者の検証は適切に実施されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_kanoyataiiku_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	資料1-2	中期目標
	資料1-2	中期計画
	資料1-7	鹿屋体育大学の基本的な目標
	添付資料1	鹿屋体育大学ホームページ・大学概要・各履修要項・学生生活の手引き（大学の目的等抜粋）
	添付資料2	鹿屋体育大学 大学案内（大学の目的等抜粋）
	添付資料3	オリンピックの成績をマスコミに取りあげられた一例
基準2	添付資料4	教務委員会・FD推進専門委員会の議事一覧
	添付資料5	外国語教育センター規則
	添付資料6	海洋スポーツセンター規則
	添付資料7	スポーツトレーニング教育研究センター規則
	添付資料8	生涯スポーツ実践センター規則
	添付資料9	アドミッションセンター規則
	添付資料10	スポーツ情報センター規則
	添付資料11	保健管理センター規則
	添付資料12	教育研究評議会議事一覧
	添付資料13	鹿屋体育大学教授会規則
	添付資料14	教授会議事一覧
	添付資料15	研究科委員会議事一覧
	添付資料16	体育学部教育課程改訂特別委員会議事要旨
	基準3	添付資料17
添付資料18		運動生理学, スポーツ社会学, トレーニング科学概論, スポーツ医学, 専修武道理論柔道, 競技スポーツ理論陸上競技のシラバス
添付資料19		教員の採用・昇任状況
添付資料20		鹿屋体育大学教員選考基準, 鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて
添付資料21		鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準, 鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて
添付資料22		鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準, 鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準の取扱いについて
添付資料23		教員の自己点検・評価の評価方法等について
添付資料24		公開研究授業資料
添付資料25		主な教員の研究活動・研究業績と担当授業科目等一覧
資料3-7		スポーツを科学する
添付資料26		事務分掌細則（教務課, 学生サービス課抜粋）
添付資料27		鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要領
添付資料28		ティーチング・アシスタント配置人数一覧
基準4		添付資料29

	資料4-2	体育学部アドミッション・ポリシー
	資料4-2	体育学研究科アドミッション・ポリシー
	添付資料30	アドミッション・ポリシーの周知度アンケート調査結果
	添付資料31	AO（SS）入試学生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料32	推薦入学学生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料33	一般選抜学生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料34	修士課程学生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料35	博士課程学生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料36	3年次編入生募集要項（選抜方法抜粋）
	添付資料37	各入学者選抜の入試実施体制等
	添付資料38	平成18年度入試委員会議事一覧
	添付資料39	アドミッションセンター活動報告書（活動内容抜粋）
	添付資料40	入試委員会議事要旨（選抜方法の改善抜粋）
	添付資料41	学部入試状況，第3年次編入学試験状況（過去5カ年）
	添付資料42	大学院入試状況（過去5カ年）
基準5	添付資料43	平成18年度体育学部履修要項（教育課程抜粋）
	添付資料44	平成19年度体育学部履修要項（教育課程抜粋）
	添付資料45	代表的な科目のシラバス
	添付資料46	代表的な授業科目の内容一例（学部）
	添付資料47	GPA制度の修学指導への活用
	資料5-6	実践的スポーツ指導者教育プログラム
	添付資料48	平成18年度体育学部履修状況一覧表
	添付資料49	体育学部教育プログラムの一例
	添付資料50	成績通知書について
	添付資料51	平成18年度修士課程履修要項（教育課程抜粋）
	添付資料52	平成18年度博士後期課程履修要項（教育課程抜粋）
	添付資料53	「研究課題Ⅱ」の履修方法等
	添付資料54	「統合研究セミナー」シラバス
	添付資料55	代表的な科目のシラバス・教材の一例
	添付資料56	学生の履修を確認する用紙
	添付資料57	課題研究Ⅱを取得した学生等一覧
	添付資料58	大学院生の研究室割り当て一覧
	添付資料59	修士・博士後期課程シラバスの一例
	添付資料60	学位論文題目等一覧（修士課程）
	添付資料61	論文主題等一覧（博士後期課程）
	添付資料62	研究計画書の一例
	添付資料63	博士後期課程の学生の学会発表一覧
	添付資料64	履修要項中の修士論文および博士論文取得の方法（抜粋），修士課程中間報告会の抄録（抜粋）
	添付資料65	論文指導研究会の抄録の例示

	添付資料 66	修士論文審査会資料
	添付資料 67	博士後期論文審査会資料
	添付資料 68	修士論文発表会抄録の例示
基準 6	資料 6-1	体育学部 教育内容の特色
	資料 6-1	大学院（修士課程） 教育内容の特色
	資料 6-1	大学院（博士後期課程） 教育内容の特色
	添付資料 69	オープンキャンパス・大学説明会の資料（養成する人材像抜粋）
	添付資料 70	キャリアデザインワークブック（養成する人材像抜粋）
	添付資料 71	大学教育の満足度に関するアンケート調査結果
	添付資料 72	学生の大会等受賞状況
	添付資料 73	授業評価集計表
	添付資料 74	学外スポーツ実習先の外部評価結果
	添付資料 75	学生の就職先による教育成果アンケート結果
	添付資料 76	卒業生による教育成果アンケート結果
基準 7	添付資料 77	新入生オリエンテーション資料
	添付資料 78	編入学生オリエンテーション資料
	添付資料 79	在学生ガイダンス資料
	添付資料 80	学外実習ガイダンス等資料
	添付資料 81	小クラス懇談会実施要領
	添付資料 82	修学・学生生活に関する指導教員の手引
	添付資料 83	外国人留学生日本語補講の実施について
	添付資料 84	トレーニング機器の整備状況
	添付資料 85	鹿屋体育大学TASSプロジェクト実施要領及び実施内容
	添付資料 86	スポーツボランティアガイドブック
	資料 7-2	学生のスポーツボランティア活動の支援事業
	添付資料 87	セクシュアルハラスメントにおける報告書
	添付資料 88	平成18年度就職関係行事等参加状況
	添付資料 89	平成17年度就職相談員による学生の利用状況
	添付資料 90	なんでんかんでん語ろう会資料
	添付資料 91	大学院生の職員宿舍貸し出し状況一覧
基準 8	資料 8-4	スポーツ情報センターホームページ
	添付資料 92	鹿屋体育大学における情報化戦略及び情報管理に関する規程
	添付資料 93	体育施設規則, 体育施設使用心得
	資料 8-7	施設利用案内
	資料 8-8	附属図書館ホームページ
基準 9	添付資料 94	鹿屋体育大学FD報告書
	添付資料 95	学外スポーツ指導実習報告書
	添付資料 96	重点教育プロジェクト経費採択一覧
	添付資料 97	良好な授業環境を確保するためのガイドライン

	添付資料98	学生による授業評価結果の経年変化
基準10	添付資料99	平成18年度貸借対照表
	添付資料100	外部資金獲得状況一覧
	資料10-2	年度計画
	添付資料101	平成19年度予算編成方針について
	添付資料102	平成18年度損益計算書
	添付資料103	平成19年度教員教育研究経費の配分方法について
	資料10-3	財務情報
	添付資料104	平成19年度監事監査計画書, 平成18年度監事監査報告書
	添付資料105	平成19年度内部監査計画書
基準11	添付資料106	協働体制整備状況(6室概要)
	添付資料107	常任委員会名簿
	添付資料108	監事・学外委員からの意見(大学広報誌抜粋)
	添付資料109	職員の研修等参加状況一覧
	資料11-3	年度計画
	資料11-3	国立大学法人評価
	資料11-3	自己点検・評価(年次報告書)
	資料11-4	大学の概要
	添付資料110	平成19年度鹿屋体育大学自己点検・評価及び第三者評価に関する方針
	添付資料111	外部評価報告書(抜粋)
	添付資料112	平成16年度外部評価結果からの改善状況

